

国立大学法人山口大学学則

(平成16年4月1日規則第1号)

改正	平成17年3月8日規則第7号	平成17年11月24日規則第12号	平成18年3月23日規則第3号
	平成18年9月21日規則第139号	平成18年12月21日規則第55号	平成19年3月15日規則第37号
	平成20年3月28日規則第76号	平成21年3月25日規則第30号	平成21年11月25日規則第78号
	平成22年3月12日規則第20号	平成22年4月26日規則第62号	平成23年3月11日規則第18号
	平成24年3月15日規則第38号	平成24年9月26日規則第152号	平成25年3月26日規則第16号
	平成26年3月25日規則第43号	平成26年12月17日規則第137号	平成27年3月24日規則第15号
	平成27年12月9日規則第276号	平成28年3月8日規則第28号	平成28年9月27日規則第181号
	平成29年3月29日規則第32号	平成30年3月23日規則第13号	平成31年1月28日規則第4号
	平成31年2月20日規則第12号	平成31年4月25日規則第93号	令和2年2月19日規則第4号
	令和2年5月26日規則第106号	令和2年9月11日規則第129号	令和2年12月17日規則第143号
	令和3年2月18日規則第5号	令和4年2月22日規則第10号	令和5年2月15日規則第5号
	令和5年9月29日規則第59号	令和6年2月27日規則第6号	令和6年3月28日規則第21号
	令和7年2月21日規則第4号	令和8年2月27日規則第13号	

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 組織及び運営

第1節 構成(第5条—第14条の2)

第2節 運営組織(第15条—第22条)

第3節 職員組織(第23条—第24条)

第3章 学生通則

- 第 1 節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日(第 25 条－第 29 条)
 - 第 2 節 教育課程，授業科目，履修方法及び単位(第 30 条－第 38 条)
 - 第 3 節 卒業の要件(第 39 条)
 - 第 4 節 学生定員(第 40 条)
 - 第 5 節 入学，転学，留学，退学，休学，復学及び卒業(第 41 条－第 56 条)
 - 第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得(第 57 条)
 - 第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生(第 58 条・第 59 条)
 - 第 8 節 外国人留学生(第 60 条)
 - 第 9 節 特別の課程(第 60 条の 2)
 - 第 10 節 授業料，検定料及び入学料(第 61 条)
 - 第 11 節 賞罰(第 62 条・第 63 条)
 - 第 12 節 除籍(第 64 条)
 - 第 13 節 寄宿舍(第 65 条)
- 第 4 章 改正(第 66 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は，国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の組織及び運営並びに本法人が設置する山口大学(以下「本学」という。)の組織，運営及び学生の修学上必要な事項を定める。

(本法人の業務の範囲等)

第 2 条 本法人は，次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し，これを運営すること。
- (2) 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- (5) 本学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。

- (6) 本法人から委託を受けて、本法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第24条の4に規定する知的基盤をいう。以下この号において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に出資すること。
- (7) 本学における研究の成果を活用する事業(本学における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。)であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号。以下「施行令」という。)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (8) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって施行令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (9) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- (10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(本学の理念及び目的)

第3条 本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を實踐し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第4条 本法人は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の理念及び目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び運営

第1節 構成

(事務所)

第5条 本法人の主たる事務所を山口県山口市吉田1677番地1に置く。

(学部)

第6条 本学に置く学部は、次のとおりとする。

人文学部
教育学部

経済学部
 理学部
 医学部
 工学部
 情報学部
 農学部
 共同獣医学部
 国際総合科学部

(学科及び課程)

第6条の2 学部に所属する学科及び課程の種類は、次のとおりとする。

人文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	経済学科，経営学科，観光政策学科
理学部	数理学科，物理・情報科学科，化学科，生物学科，地球圏システム科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	創成工学科，建築学科
情報学部	情報学科
農学部	生物資源環境科学科，生物機能科学科
共同獣医学部	共同獣医学科
国際総合科学部	国際総合科学科

2 各学部に関する事項は，別に定める。

(学環)

第7条 本学に，大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として，ひと・まち未来共創学環を置く。

2 ひと・まち未来共創学環の連係協力学部等(大学設置基準第41条に定めるものをいう。)は，教育学部，経済学部，理学部及び国際総合科学部とする。

3 ひと・まち未来共創学環に関する事項は，別に定める。

(大学院)

第8条 本学に，大学院を置き，次の研究科及び課程を設ける。

人間社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	専門職学位課程
医学系研究科	博士課程
創成科学研究科	修士課程，博士課程
東アジア研究科	博士課程
技術経営研究科	専門職学位課程
共同獣医学研究科	博士課程

2 大学院及び各研究科に関する事項は、別に定める。

(研究所)

第9条 本学に、次の研究所を置く。

時間学研究所

細胞デザイン医科学研究所

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第9条の2 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第10条 本学に、次の機構及びその下部組織を置く。

教育・学生支援機構

教学マネジメント室

アドミッションセンター

教育支援センター

学生支援センター

キャリアセンター

健康科学センター

留学生センター

大学研究推進機構

産学公連携・研究推進センター

先進科学・イノベーション研究センター

知的財産センター

総合科学実験センター

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第10条の2 本学に、次の学内共同利用施設を置く。

ICT基盤センター

埋蔵文化財資料館

大学評価室

地域未来創生センター

山口学研究センター

教職センター

ダイバーシティ推進室

情報・データ科学教育センター

リサーチファシリティマネジメントセンター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第 11 条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属山口小学校
 附属山口中学校
 附属光義務教育学校
 附属特別支援学校
 附属幼稚園

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第 12 条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部 附属教育実践総合センター
 医学部 附属病院
 工学部 附属ものづくり創成センター
 農学部 附属農場
 共同獣医学部 附属動物医療センター

2 学部附属教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(内部監査室)

第 13 条 本法人に、本法人の内部監査に関する業務を行うため、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関する事項は、別に定める。

(事務局等)

第 14 条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務局その他の事務組織に関する事項は、別に定める。

(総合技術部)

第 14 条の 2 本法人に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関する事項は、別に定める。

第 2 節 運営組織

(役員)

第 15 条 本法人に、役員として、学長及び理事 6 人を置く。

2 役員として、監事 2 人を置く。この場合において、少なくとも 1 人は常勤とする。

(役員の仕事及び権限)

第 16 条 学長は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の定めるところにより、大学における全ての校務について、包括的な最終責任者としての権限を有するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、本法人の業務を掌理する。

3 監事は、本法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

4 理事及び監事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 17 条 本法人に、本法人における重要事項を議決するための機関として、役員会を置く。

2 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

3 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 18 条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 19 条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第 20 条 本法人に、学長の選考及び解任を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 21 条 各学部及びひと・まち未来共創学環(以下「学部等」という。)に、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(会計規則)

第 22 条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

第 3 節 職員組織

(職員)

第 23 条 本法人に、役員以外に次の職員を置き、学長が任命する。

大学教育職員

附属学校教育職員

事務系職員

施設系技術職員

教育研究系技術職員

図書系職員

技能系職員

医療職員

看護職員

教務職員

- 2 本法人に、前項のほか、非常勤職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。
- 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(特命理事)

第 23 条の 2 本法人に、特命理事を置くことができるものとし、学長が任命する。

- 2 特命理事は、本法人の職員をもって充てる。
- 3 特命理事に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長等)

第 24 条 本学に次の副学長等を置き、学長が任命する。

- 2 本学に、副学長若干名を置き、本法人の理事又は職員をもって充てる。
- 3 本学に、副学長補佐を置くことができる。
- 4 各学部に、学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、情報学部にあつては情報学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 5 ひと・まち未来共創学環に、学環長を置き、ひと・まち未来共創学環の教育研究を担当する教授をもって充てる。
- 6 各学部に、副学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、情報学部にあつては情報学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。

- 7 ひと・まち未来共創学環に，副学環長を置き，ひと・まち未来共創学環の教育研究を担当する教授をもって充てる。
- 8 学部の学科に，学科長を置くことができるものとし，その学部の教授(理学部にあつては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授，医学部にあつては大学院医学系研究科の教授，工学部にあつては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授，情報学部にあつては情報学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授，農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授)をもって充てる。
- 9 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に，機構長を置き，副学長をもって充てる。
- 10 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に，副機構長を置き，教授をもって充てる。
- 11 時間学研究所及び細胞デザイン医科学研究所に，所長を置き，職員等をもって充てる。
- 12 第2項から第8項まで，第10項及び前項の職員に関し必要な事項は，別に定める。

第3章 学生通則

第1節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日

(修業年限)

第25条 学部等の修業年限は，次のとおりとする。

人文学部	4年
教育学部	4年
経済学部	4年
理学部	4年
医学部	6年(医学科)
	4年
工学部	4年
情報学部	4年
農学部	4年
共同獣医学部	6年
国際総合科学部	4年
ひと・まち未来共創学環	4年

- 2 学生が，職業を有している等の事情により，前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修学生」と

いう。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、本学科目等履修生又は第60条の2に規定する特別の課程を履修した者として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部等の定める期間を修業年限に通算することができる。

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(在学期間)

第28条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、修業年限の2倍を超えない範囲内で山口大学医学部規則において年次により定める在学期間を超えて在学することはできない。

(休業日)

第29条 学年中授業を行わない日(休業日)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

創立記念日 6月1日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、その都度学長が、定める。
- 3 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業を課することがある。

第2節 教育課程、授業科目、履修方法及び単位

(教育課程の編成)

第30条 教育課程は、本学、学部等及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を第31条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(共同教育課程)

第30条の2 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科の教育課程の一部とみなして、当該学科及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

(共同獣医学部の共同教育課程の編成)

第30条の3 共同獣医学部の教育課程は、鹿児島大学との共同教育課程とし、本学及び鹿児島大学並びにそれぞれの共同獣医学部及び共同獣医学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第31条の2第1項に定める区分に従って本学及び鹿児島大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

(国際総合科学部の教育課程の編成)

第30条の4 国際総合科学部の教育課程は、第30条第1項の規定にかかわらず、国際総合科学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第31条の3第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(連携開設科目)

第30条の5 本学、学部等及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を本学において開設したものとみなすことができる。

(授業科目の区分及び履修方法)

第31条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

(ア) 教養コア系列

(イ) 英語系列

(ウ) 一般教養系列

(エ) 専門基礎系列

(オ) 教職基礎系列

(カ) 教養展開系列

(キ) 日本語系列

(2) 専門科目

- 2 前項に規定する各科目において開設する各授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(共同獣医学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の2 共同獣医学部の授業科目の区分は、前条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

(ア) 一般教養教育科目

(イ) 体育・健康科目

(ウ) 初期教育科目

(エ) 外国語科目

(2) 基礎教育科目

(3) 専門教育科目

- 2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

- 3 共同獣医学部の学生が、鹿児島大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際総合科学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の3 国際総合科学部の授業科目の区分は、第31条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 基盤科目

(2) 展開科目

(3) コミュニケーション科目

(4) 創造支援科目

(5) キャリア・デザイン科目

(6) 課題解決科目

- 2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(授業の方法)

第 31 条の 4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 31 条の 5 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下第 34 条及び第 59 条において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生又は学校教育法第 105 条に定める特別の課程を履修した者として修得した単位を含

む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第 32 条第 2 項の場合に準用する。
- 3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位(第 31 条の 5 の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第 32 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 35 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、学部等規則の定めるところによる。

- 2 学部等規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業日時数)

第 36 条 授業日時数は、学部等において定める。

(単位の授与)

第 37 条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には所定の単位を与える。

- 2 授業科目修了の単位の認定は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、当該学部等の長が行う。

(成績の評価)

第 37 条の 2 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、前段の評語で表し難い授業科目の成績評価は、合格および不合格の評語を用いることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 37 条の 3 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第 38 条 各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を特に考慮する必要がある場合には、次の区分により当該各号に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (1) 講義及び演習 15 時間から 30 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業
 - (2) 実験、実習及び実技 30 時間から 45 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部において定める時間の授業。
 - (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う授業科目 その組み合わせに応じ、前項各号又は前 2 号に規定する基準を考慮して学部等において定める時間の授業
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学部等規則において単位数を定めることができる。

第 3 節 卒業の要件

(卒業の要件)

第 39 条 卒業の要件は、第 25 条に定める修業年限以上在学するとともに、所定の授業科目を履修し、単位を修得することその他の学部等規則に定める要件を満たすこととする。

- 2 第 31 条の 4 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として学部等が定める単位数が大学設置基準で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数に 60 単位を加えたものを同項の授業の方法により修得することができる単位数とする。

- 3 在学期間に関しては、第1項に定める所定の単位を優れた成績で修得した者(医学部医学科及び共同獣医学部の学生を除く。)については、3年以上4年未満の在学で足りるものとする。
- 4 第31条の5の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

第4節 学生定員

(学生定員)

第40条 学生定員(鹿児島大学共同獣医学部を含む。)は、次のとおりとする。

学部等	学科・課程	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	185			740
教育学部	学校教育教員養成課程	155			620
経済学部	経済学科	130 【5】			520【20】
	経営学科	165			660
	観光政策学科	50【10】			200【40】
理学部	数理科学科	50			200
	物理・情報科学科	60			240
	化学科	40			160
	生物学科	40			160
	地球圏システム科学科	30			120
医学部	医学科	90	10		590
	保健学科				
	看護学専攻	80			320
	検査技術科学専攻	40			160
工学部	創成工学科	355		10	1,440
	建築学科	55			220
情報学部	情報学科	120		10	500
農学部	生物資源環境科学科	50			200
	生物機能科学科	50			200
共同獣医学部	共同獣医学科	30			180
	(鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科)	(30)			(180)
	〈計〉	〈60〉			〈360〉
国際総合科学部	国際総合科学科	125【25】			500【100】
ひと・まち未来共創学環		40			160

計	1,900	10	20	7,930
---	-------	----	----	-------

備考 (1) 本表中編入学とは転入学を含むものとする。

(2) () で記載するものは、鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員を示す。

(3) 〈 〉 で記載するものは、共同教育課程を編成する学部全体の入学定員及び収容定員を示す。

(4) 計欄の数字には、鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

(5) ひと・まち未来共創学環の入学定員及び収容定員は、経済学部及び国際総合科学部の定員の内数とし、【】で記載するものは、各学科に係る内数を示す。

第5節 入学，転学，留学，退学，休学，復学及び卒業

(入学の時期)

第41条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第42条 学部等に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

- (7)の2 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部等に入学することができる。
- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの
- (入学者の選考)
- 第43条 学長は、入学志願者に対して学力試験等を行い、当該学部等の教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。
- 2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。
- (編入学)

第 44 条 次の各号のいずれかに該当する者で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得して退学した者
- (3) 短期大学を卒業した者(学校教育法施行規則第 155 条第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。)
- (4) 高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たしたものを修了した者
- (6) 学校教育法施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
- (7) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)

(転入学等)

第 45 条 他の大学の学生、外国の大学の学生若しくは我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で本学に転入学を志願する者又は他の学部等から転学部を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 46 条 本学を第 49 条の規定により退学した者又は第 64 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後 2 年以内に同一の学部等、学科に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。ただし、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により医学、歯学又は獣医学の博士課程への入学を認められた者にあつては、当該退学又は除籍後 2 年を超えて願い出ることができる。

(入学手続及び入学許可)

第 47 条 第 43 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前 2 項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第 48 条 編入学、転入学、再入学又は転学部を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、当該学部等の長が行う。

(退学)

第 49 条 退学しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(転学)

第 50 条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(留学)

第 51 条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 25 条に定める修業年限に算入することができる。

(休学)

第 52 条 学生は、次の場合学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病により 2 か月以上学修することができないとき。

(2) その他特別の理由によって学修できないとき。

2 学長は、前項各号のいずれかに該当し、学修することが適当でないと認めた場合は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 53 条 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科及び共同獣医学部にあつては 6 年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第 54 条 休学した期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第 55 条 休学している学生が復学する場合は、学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 56 条 学長は、所定の修業年限を終え、かつ、所定の教育課程を修了した者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、共同獣医学部にあつては、鹿児島大学と連名で学位を授与するものとする。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部等名	専攻分野の名称
人文学部	文学
教育学部	教育学
経済学部	経済学
理学部	理学
医学部	医学，看護学又は保健学
工学部	工学又は建築学
情報学部	情報学
農学部	農学
共同獣医学部	獣医学
国際総合科学部	学術
ひと・まち未来共創学環	学術

3 学位に関する事項は、別に定める。

第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 57 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生，専攻生及び科目等履修生)

第 58 条 特定研究，特殊専門事項の研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本学の学生以外の者であつて、本学において相当の研究能力又は学力があると認めた者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、研究生，専攻生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 研究生，専攻生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 59 条 他の大学，短期大学又は高等専門学校で，本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは，当該他の大学，短期大学又は高等専門学校との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

第 8 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は，別に定める。

第 9 節 特別の課程

(履修証明プログラム)

第 60 条の 2 本学の学生以外の者を対象に，社会の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会を提供するため，必要があると認められる場合には，学校教育法第 105 条に定める特別の課程(以下「履修証明プログラム」という。)を編成することができる。

2 履修証明プログラムに関する事項は，別に定める。

第 10 節 授業料，検定料及び入学料

(授業料，検定料及び入学料)

第 61 条 授業料，検定料及び入学料の額，徴収方法その他必要な事項は，別に定める。

第 11 節 賞罰

(表彰)

第 62 条 研究その他の業績の顕著な学生に対して，学長は，教育研究評議会の意見を聴いて，適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本法人の規則に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては，当該学部等の教授会の意見を聴いて，学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

3 前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を著しく乱した者
- (3) 学生の本分に著しく反した者

第 12 節 除籍

(除籍)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 第 28 条に定める在学期間を超えた者

2 学長は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

第 13 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本法人に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 4 章 改正

(改正)

第 66 条 この学則の改正は、役員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 25 条第 2 項の規定は、平成 16 年度入学者から適用する。
- 3 この学則施行前に法人化される前の山口大学に在学し、この学則施行の日に本学に在学することとなる学生の教育課程及び教育職員の免許に関する廃止前の山口大学学則(昭和 40 年規則第 13 号)の規定は、当該者が本学に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部機械工学科(夜間主コース)及び工学部電気電子工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわ

らず、平成 17 年 4 月 1 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの経済学部経済学科、国際経済学科、経済法学科、観光政策学科及び商業教員養成課程並びに工学部機械工学科(夜間主コース)及び電気電子工学科(夜間主コース)の収容定員並びに収容定員の計は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
経済学部	経済学科	405	390	375
	国際経済学科	235	230	225
	経済法学科	295	290	285
	観光政策学科	30	60	90
	商業教員養成課程	55	50	45
工学部	機械工学科 (夜間主コース)	30	20	10
	電気電子工学科 (夜間主コース)	30	20	10
計		8,140	8,120	8,100

附 則(平成 17 年 11 月 24 日規則第 112 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 5 条の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 33 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 18 年度から平成 20 年度までの理学部の各学科(数理科学科を除く。)並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)並びに計の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
理学	自然情報科学科	300	200	100

部	化学・地球科学科	210	140	70
	物理・情報科学科	60	120	180
	生物・化学科	80	160	240
	地球圏システム科学科	30	60	90
工学部	社会建設工学科(夜間主コース)	60	40	20
	知能情報システム工学科(夜間主コース)	60	40	20
計		8,080	8,020	7,960

- 4 平成 18 年 3 月 31 日に理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部機械工学科(夜間主コース), 電気電子工学科(夜間主コース), 社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)に在学し, 平成 18 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日規則第 139 号)

この学則は, 平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日規則第 155 号)

この学則は, 平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 37 号)

- この学則は, 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年 3 月 31 日に次表の左欄の学科に在学し, 平成 19 年 4 月 1 日に引き続き同学部に在学する者は, 平成 19 年 4 月 1 日から同表の右欄の学科に在学するものとする。

工学部応用化学工学科	工学部応用化学科
工学部知能情報システム工学科	工学部知能情報工学科

- 工学部機能材料工学科は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず, 平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の在学期間は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 28 条の規定にかかわらず, なお従前の例による。
- この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず, 平成 19 年度から平成 21 年度までの工学部の機械工学科(夜間主コースを除く。),

電気電子工学科(夜間主コースを除く。), 知能情報工学科(夜間主コースを含む。), 感性デザイン工学科, 循環環境工学科及び機能材料工学科の収容定員並びに平成19年度及び平成20年度の計の収容定員は, 次のとおりとする。

学科	平成19年度	平成20年度	平成21年度
機械工学科	350	360	365
電気電子工学科	325	330	330
知能情報工学科	310	320	330
〃(夜間主コース)	40	20	
感性デザイン工学科循	205	210	215
環環境工学科	55	110	165
機能材料工学科	235	150	75
計	8,020	7,960	/

- 6 平成19年3月31日に工学部感性デザイン工学科又は工学部機能材料工学科に在学し, 平成19年4月1日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第57条関係)の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日規則第76号)

- この学則は, 平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日以前の入学者の共通教育科目は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第31条第1項第1号の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成21年3月25日規則第30号)

- この学則は, 平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成23年度までの教育学部学校教育教員養成課程, 情報科学教育課程, 健康科学教育課程及び総合文化教育課程の収容定員, 平成21年度から平成25年度までの医学部医学科の収容定員並びに計の収容定員は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず, 次のとおりとする。

学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校教育教員養成課程	430	460	490	/	/
情報科学教育課程	150	140	130	/	/
健康科学教育課程	150	140	130	/	/

総合文化教育課程	150	140	130	／	／
医学科	560	570	580	590	600
計	7,930	7,940	7,950	7,960	7,970

附 則(平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号)

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号)

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 22 年度から平成 26 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部医学科	579	598	617	636	655
計	7,949	7,968	7,987	8,006	8,025

附 則(平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号)

この学則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号)

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学部医学科	601	623	645	667	679
計	7,971	7,993	8,015	8,037	8,049

附 則(平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号)

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 農学部獣医学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の学科・年次に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、その者の修業年限、卒業の要件、休学期間、学位の授与及び教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 25 条第 1 項、第 39 条第 3

項、第 53 条、第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 24 年度から平成 28 年度までの農学部獣医学科及び共同獣医学部獣医学科の収容定員並びに平成 24 年度から平成 27 年度までの計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
農学部獣医学科	150	120	90	60	30
共同獣医学部獣医学科 (鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	30 (30)	60 (60)	90 (90)	120 (120)	150 (150)
〈計〉	〈60〉	〈120〉	〈180〉	〈240〉	〈300〉
計	7,993	8,015	8,037	8,049	/

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 152 号)

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 16 号)

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 医学部医学科の第 3 年次編入学定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 25 年度に限り、なお従前の例による。
- 平成 25 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学部医学科	655	677	689
計	8,025	8,047	8,059

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 43 号)

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学, 再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 17 日規則第 137 号)

この学則は, 平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 15 号)

- 1 この規則は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部実践臨床教育課程, 情報科学教育課程, 健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部国際経済学科, 経済法学科及び商業教員養成課程は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず, 平成 27 年 3 月 31 日に当該課程又は学科に在学する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において, その者の学位の授与及び教育職員の免許は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず, なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず, 平成 27 年度から平成 29 年度までの教育学部学校教育教員養成課程, 実践臨床教育課程, 情報科学教育課程, 健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部経済学科, 経営学科, 国際経済学科, 経済法学科, 観光政策学科及び商業教員養成課程並びに国際総合科学部国際総合科学科の収容定員は, 次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	570	620	670
	実践臨床教育課程	60	40	20
	情報科学教育課程	90	60	30
	健康科学教育課程	90	60	30
	総合文化教育課程	90	60	30
経済学部	経済学科	400	440	480
	経営学科	555	590	625
	国際経済学科	165	110	55
	経済法学科	210	140	70
	観光政策学科	140	160	180
	商業教員養成課程	30	20	10
国際総合科学部	国際総合科学科	100	200	300

附 則(平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号)

この学則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人文学部人文社会学科及び言語文化学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 57 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの人文学部人文社会学科、言語文化学科及び人文学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人文学部	人文社会学科	285	190	95
	言語文化学科	270	180	90
	人文学科	185	370	555

附 則(平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」、「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定

員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018, 経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 6 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018, 経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 7 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2024 及び令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 8 年度医学部入学定員の増加」に基づく平成 30 年度から令和 13 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員, 平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 13 年度までの計の入学定員及び収容定員は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず, 次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107	107	107
	収容定員	692	692	692	692	692
医学部保健学科	収容定員		/	/	/	/
看護学専攻		330				
検査技術科学専攻		165				
計	入学定員	1,917	1,917	1,917	1,917	1,917
	収容定員	8,047	8,032	8,032	8,032	8,032

学科・課程	定員	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
医学部医学科	入学定員	109	109	109	109	90
	収容定員	694	696	698	700	683
医学部保健学科	収容定員	/	/	/	/	/

看護学専攻 検査技術科学専攻						
計	入学定員	1,919	1,919	1,919	1,919	1,900
	収容定員	8,034	8,036	8,038	8,040	8,023

学科・課程	定員	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
医学部医学科	入学定員	90	90	90	90
	収容定員	666	647	628	609
医学部保健学科	収容定員	/	/	/	/
看護学専攻 検査技術科学専攻					
計	入学定員	1,900	1,900	1,900	1,900
	収容定員	8,006	7,987	7,968	7,949

附 則(平成31年1月28日規則第4号)

この学則は、平成31年1月28日から施行する。

附 則(平成31年2月20日規則第12号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日規則第93号)

この学則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年2月19日規則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日規則第106号)

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年9月11日規則第129号)

この学則は、令和2年9月11日から施行する。

附 則(令和2年12月17日規則第143号)

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年2月18日規則第5号)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前の入学者(同年4月1日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第31条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 理学部生物・化学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第7条の規定にかかわらず，令和3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において，その者の教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第57条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず，令和3年度から令和5年度までの理学部生物・化学科，化学科及び生物学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理学部	生物・化学科	240	160	80
	化学科	40	80	120
	生物学科	40	80	120

附 則(令和4年2月22日規則第10号)

この学則は，令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月15日規則第5号)

この学則は，令和5年4月1日から施行し，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第31条の3の規定は，令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年9月29日規則第59号)

この学則は，令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年2月27日規則第6号)

- 1 この学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 共同獣医学部獣医学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第7条の規定にかかわらず，令和6年3月31日に当該学科に在学する者(同年4月1日以降にその者と同一の学科・年次に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 10 年度までの共同獣医学部獣医学科及び共同獣医学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
共同獣医学部獣医学科 (鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	150 (150)	120 (120)	90 (90)	60 (60)	30 (30)
〈計〉	〈300〉	〈240〉	〈180〉	〈120〉	〈60〉
共同獣医学部共同獣医学科 (鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科)	30 (30)	60 (60)	90 (90)	120 (120)	150 (150)
〈計〉	〈60〉	〈120〉	〈180〉	〈240〉	〈300〉

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 21 号)

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 21 日規則第 4 号)

- この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度までの教育学部学校教育教員養成課程並びに経済学部経済学科及び観光政策学科並びに国際総合科学部国際総合科学科並びにひと・まち未来共創学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部等	学科・課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	695	670	645
経済学部	経済学科	520【5】	520【10】	520【15】
	観光政策学科	200【10】	200【20】	200【30】
国際総合科学部	国際総合科学科	425【25】	450【50】	475【75】
ひと・まち未来共創学環		40	80	120

備考 ひと・まち未来共創学環の収容定員は、経済学部及び国際総合科学部の定員の内数とし、【】で記載するものは、各学科に係る内数を示す。

附 則(令和 8 年 2 月 27 日規則第 13 号)

- この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科及び循環環境工学科は，この学則による改正後の国立大

学法人山口大学学則（以下「改正後学則」という。）第6条の2の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該学科に在学する者（同年4月1日以降にその者と同一の学科・年次に編入学，再入学又は転入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において，その者の学位の授与及び教育職員の免許は，改正後学則第56条第2項及び別表（第57条関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 3 改正後学則第24条第8項の規定にかかわらず，工学部知能情報工学科長は，情報学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 4 改正後学則第40条の規定にかかわらず，工学部機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科，循環環境工学科，創成工学科及び建築学科並びに情報学部情報学科の令和8年度及び令和9年度の第3年次編入学定員並びに令和8年度から令和10年度までの収容定員は，次のとおりとする。

第3年次編入学定員

学部	学科	令和8年度	令和9年度
工学部	機械工学科	5	5
	社会建築工学科		
	応用科学科		
	電気電子工学科	5	5
	知能情報工学科	10	10
	感性デザイン工学科		
	循環環境工学科		
	創成工学科		
	建築学科		
情報学部	情報学科		

収容定員

学部	学科	令和8年度	令和9年度	令和10年度
工学部	機械工学科	280	190	95
	社会建設工学科	240	160	80
	応用化学科	270	180	90
	電気電子工学科	250	170	85
	知能情報工学科	260	180	90
	感性デザイン工学科	165	110	55
	循環環境工学科	165	110	55
	創成工学科	355	710	1,075
	建築学科	55	110	165
情報学部	情報学科	120	240	370

別表(第57条関係)

学部	学科・課程	取得できる免許状	
		種類	教科
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語
教育学部	学校教育 教員養成 課程	小学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)	
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
理学部	数理科学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理・情報科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科, 情報
	化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	地球圏システム科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	創成工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
情報学部	情報学科	高等学校教諭一種免許状	情報
農学部	生物資源 環境科学科	高等学校教諭一種免許状	農業

山口大学学位規則

(昭和 42 年 7 月 11 日規則第 27 号)

改正	昭和 42 年 9 月 26 日規則第 34 号 昭和 51 年 4 月 13 日規則第 12 号 昭和 59 年 4 月 10 日規則第 16 号 平成 2 年 3 月 13 日規則第 18 号 平成 3 年 12 月 10 日規則第 61 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 25 号 平成 12 年 3 月 30 日規則第 41 号 平成 13 年 3 月 13 日規則第 38 号 平成 17 年 3 月 8 日規則第 10 号 平成 19 年 3 月 13 日規則第 21 号 平成 25 年 4 月 16 日規則第 80 号 平成 29 年 7 月 11 日規則第 75 号 令和 2 年 2 月 19 日規則第 6 号 令和 7 年 3 月 13 日規則第 20 号	昭和 44 年 9 月 9 日規則第 9 号 昭和 55 年 7 月 8 日規則第 54 号 昭和 60 年 4 月 9 日規則第 26 号 平成 2 年 9 月 11 日規則第 58 号 平成 6 年 3 月 17 日規則第 15 号 平成 9 年 3 月 11 日規則第 15 号 平成 12 年 9 月 29 日規則第 76 号 平成 13 年 12 月 11 日規則第 146 号 平成 18 年 3 月 14 日規則第 20 号 平成 19 年 5 月 15 日規則第 98 号 平成 27 年 3 月 10 日規則第 17 号 平成 30 年 3 月 14 日規則第 15 号 令和 4 年 8 月 5 日規則第 90 号 令和 8 年 2 月 27 日規則第 15 号	昭和 50 年 6 月 10 日規則第 21 号 昭和 57 年 4 月 20 日規則第 34 号 昭和 62 年 6 月 22 日規則第 29 号 平成 3 年 3 月 12 日規則第 18 号 平成 6 年 9 月 20 日規則第 40 号 平成 10 年 4 月 14 日規則第 36 号 平成 13 年 1 月 6 日規則第 1 号 平成 16 年 4 月 1 日規則第 218 号 平成 18 年 10 月 10 日規則第 144 号 平成 24 年 3 月 13 日規則第 24 号 平成 28 年 2 月 9 日規則第 8 号 平成 31 年 2 月 20 日規則第 14 号 令和 6 年 2 月 27 日規則第 8 号
----	---	--	--

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項並びに山口大学大学院学則(昭和 42 年規則第 26 号。以下「本学大学院学則」という。)第 24 条第 5 項及び国立大学法人山口大学学則(平成 16 年規則第 1 号。以下「本学学則」という。)第 56 条第 3 項の規定に基づき、山口大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位及び専攻分野の名称)

第 2 条 本学において授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

2 博士、修士及び学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学位	研究科又は学部等名	専攻分野の名称
博士	医学系研究科	医学
	医学博士課程	
	博士後期課程	保健学
	創成科学研究科	理学、工学、医工学、生命科学又は学術
	博士後期課程	
	東アジア研究科	
	共同獣医学研究科	獣医学
修士	人間社会科学研究科	文学、心理学、経済学又は学術
	医学系研究科	

	博士前期課程 創成科学研究科 修士課程 博士前期課程	保健学 農学又は生命科学 理学，工学，農学，生命科学 又は学術
学士	人文学部 教育学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 情報学部 農学部 共同獣医学部 国際総合科学部 ひと・まち未来共創学環	文学 教育学 経済学 理学 医学，看護学又は保健学 工学又は建築学 情報学 農学 獣医学 学術 学術

3 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、次のとおりとする。

学位	研究科名
教職修士(専門職)	教育学研究科
技術経営修士(専門職)	技術経営研究科

(学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

3 専門職学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

4 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業を認定された者に授与する。
(論文提出による学位)

第4条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

2 前項により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文・論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び論文審査手数料として57,000円を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位の授与を申請するときは、前項の規定による。ただし、退学したときから1年以内に論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

4 第2項の申請を受理したときは、論文の審査及び試験を行うほか、外国語及び専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試問を行う。ただし、前項の規定による場合で、退学した日から研究科で定める年限内に申請するときは、試問を免除することができる。

5 試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、教授会で定めるところによる。
(審査委員)

第5条 本学大学院学則第22条及び第23条に定める論文の審査(博士前期課程及び修士課程にあっては論文又は特定の課題についての研究成果の審査)及び最終試験並びに前条に定める論文の審査、試験及び試問(以下「論文審査等」という。)は、教授会が行う。

2 教授会は、論文審査等を行うために審査委員を選出する。

3 前項の審査委員には、当該研究科担当の教授が3名以上含まれていなければならないものとし、必要に応じ、当該研究科担当の准教授、講師若しくは助教、本学大学院の他の研究科担当の教授、准教授、講師若しくは助教又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、医学博士課程又は博士後期課程における論文審査等の場合であつて、当該研究科担当の教授3名を得ることができないときにあつては、当該研究科担当の教授2名までを本学大学院の他の研究科担当の教授に代えることができるものとし、博士前期課程又は修士課程における論文審査等の場合にあつては、当該研究科担当の教授2名までを当該研究科担当の准教授、講師若しくは助教又は本学大学院の他の研究科担当の教授、准教授、講師若しくは助教に代えることができるものとする。

(審査資料)

第6条 教授会は、論文の審査のため必要があるときは、論文提出者に対して当該論文の副本、模型、標本その他必要な資料の提出を求めることができる。

(審査期間)

第7条 論文審査等は、博士前期課程及び修士課程にあっては在学中に、博士課程にあっては、論文受理後1年以内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第8条 審査委員は、論文審査等が終了したときは、その結果を文書をもって教授会に報告するものとする。

(課程の修了及び論文の審査の認定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づき、第3条第1項及び第2項に規定する者については、博士課程、博士前期課程及び修士課程の修了の可否を、第4条第1項に規定する者については、論文審査等の可否を認定する。

2 教育学研究科教授会又は技術経営研究科教授会は、第3条第3項に規定する者については、専門職学位課程の修了の可否を認定する。

3 前2項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 第1項及び第2項の認定は、教授会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(認定の報告)

第10条 研究科長は、前条による認定の結果を所定の様式により、学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与の可否を決定し、合格者に博士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与する。

2 学長は、本学学則第56条第1項の規定に基づき、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

3 学位記は、別記第1号様式から別記第6号様式までのとおりとする。ただし、別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第4号様式から別記第6号様式までの学位記については、本学と外国の大学との間に締結したダブル・ディグリー・プログラムにより学位を授与する場合は、当該学位記において、当該学位がダブル・ディグリー・プログラムによるものであることを付記できるものとし、別記第3号の2様式の学位記については、和文に併記する英文等をカセサート大学との協議により記載するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に所定の様式により文部科学大臣に報告し、学位簿に登録するものとする。

(論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を山口大学学術機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)の利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に、既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第15条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第16条 博士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を傷つける行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、その旨公表するものとする。

2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 第1項の議決は、教授会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和42年7月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2 山口大学学位規程(昭和42年2月14日制定)は、廃止する。

附 則(昭和42年9月26日規則第34号)

この規程は、昭和42年9月26日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年9月9日規則第9号)

この規程は、昭和44年9月9日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年6月10日規則第21号)

この規程は、昭和50年6月10日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年4月13日規則第12号)

この規程は、昭和51年4月13日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年7月8日規則第54号)

この規程は、昭和55年7月8日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年4月20日規則第34号)

この規程は、昭和57年4月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年4月10日規則第16号)

この規程は、昭和59年4月10日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年4月9日規則第26号)

この規程は、昭和60年4月9日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年6月22日規則第29号)

この規程は、昭和62年6月22日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成2年3月13日規則第18号)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による獣医学博士の学位の授与は、連合獣医学研究科の博士課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則(平成2年9月11日規則第58号)

- 1 この規程は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による工学博士の学位の授与は、工学研究科の博士課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則(平成3年3月12日規則第18号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月10日規則第61号)

この規程は、平成3年12月10日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成6年3月17日規則第15号)

この規程は、平成6年3月17日から施行し、この規程による改正後の山口大学学位規程の規定は、平成6年3月1日から適用する。

附 則(平成6年9月20日規則第40号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第25号)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前の入学者の学位及び専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月11日規則第15号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前の理学研究科の入学者の学位、研究科名及び専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月14日規則第36号)

この規程は、平成10年4月14日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第41号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日規則第76号)

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月6日規則第1号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 13 日規則第 38 号)
この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 11 日規則第 146 号)
この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 218 号)
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 10 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 20 号)
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 10 日規則第 144 号)
この規則は、平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 21 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 15 日規則第 98 号)
この規則は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

- 附 則(平成 24 年 3 月 13 日規則第 24 号)
- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 24 年 3 月 31 日以前の農学部獣医学科の入学者の学位、学部名及び専攻分野の名称は、この規則による改正後の山口大学学位規則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則(平成 25 年 4 月 16 日規則第 80 号)
- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 16 日から施行し、この規則による改正後の山口大学学位規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 改正後規則第 13 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
 - 3 改正後規則第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

- 附 則(平成 27 年 3 月 10 日規則第 17 号)
- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 27 年 3 月 31 日以前の経済学部経済法学科の入学者の学位、学部名及び専攻分野の名称は、この規則による改正後の山口大学学位規則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則(平成 28 年 2 月 9 日規則第 8 号)
- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 28 年 3 月 31 日に医学系研究科、理工学研究科及び農学研究科の各専攻に在学する者の学位、研究科名及び専攻分野の名称並びに学位記は、この規則による改正後の山口大学学位規則(以下「改正後規則」という。)第 2 条第 2 項及び別記第 2 号様式(第 11 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 山口大学大学院学則の一部を改正する学則(平成28年学則第29号)附則第2項の規定により存続する当該研究科において、改正後規則第4条の規定により授与する学位、研究科名及び専攻分野の名称並びに学位記は、平成28年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日又は山口大学大学院学則第5条に規定する各専攻において、課程を修了した者に対する学位を最初に授与する日までの間、改正後規則第2条第2項及び別記第2号様式(第11条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月11日規則第75号)

この規則は、平成29年7月11日から施行し、この規則による改正後の山口大学学位規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月14日規則第15号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月20日規則第14号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に連合獣医学研究科に在学する者の学位、研究科名及び専攻分野の名称並びに課程の修了及び論文の審査の認定並びに学位授与の取消し並びに学位記は、この規則による改正後の山口大学学位規則(以下「改正後規則」という。)第2条第2項、第9条、第16条及び別記第3号様式(第11条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 山口大学大学院学則の一部を改正する学則(平成31年規則第13号)附則第4項の規定により存続する連合獣医学研究科において、改正後規則第4条の規定により授与する学位、研究科名及び専攻分野の名称並びに学位記は、平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日又は山口大学大学院学則第5条に規定する共同獣医学研究科において、課程を修了した者に対する学位を最初に授与する日までの間、改正後規則第2条第2項、第4条及び別記第6号様式(第11条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月19日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月5日規則第90号)

この規則は、令和4年9月27日から施行する。

附 則(令和6年2月27日規則第8号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前の共同獣医学部獣医学科の入学者の学位記は、この規則による改正後の山口大学学位規則別記第1号の2様式(第11条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月13日規則第20号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に人文科学研究科、教育学研究科及び経済学研究科の各専攻に在学する者の学位、研究科名及び専攻分野の名称並びに学位記は、この規則による改正後の山口大学学位規則第2条第2項及び第3項並びに別記第4号様式(第11条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年2月27日規則第15号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 令和8年3月31日以前の工学部の入学者（同年4月1日以降にその者と同一の学科・年次に編入学，再入学又は転入学する者を含む。）の学位及び専攻分野の名称は，この規則による改正後の山口大学学位規則第2条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別記第1号様式(第11条関係)

第3条第4項の規定により授与する学位記(本学(共同獣医学部及びひと・まち未来共創学環を除く。)を卒業した場合)

[別紙参照]

別記第1号の2様式(第11条関係)

第3条第4項の規定により授与する学位記(共同獣医学部を卒業した場合)

[別紙参照]

別記第1号の3様式(第11条関係)

第3条第4項の規定により授与する学位記(ひと・まち未来共創学環を卒業した場合)

[別紙参照]

別記第2号様式(第11条関係)

第3条第1項又は第2項の規定により授与する学位記(博士課程(共同獣医学研究科を除く。)又は博士前期課程若しくは修士課程を修了した場合)

[別紙参照]

別記第3号様式(第11条関係)

第3条第1項の規定により授与する学位記(共同獣医学研究科博士課程を修了した場合)

[別紙参照]

別記第3号の2様式(第11条関係)

第3条第2項の規定により授与する学位記(創成科学研究科修士課程を修了した場合)

[別紙参照]

別記第4号様式(第11条関係)

第3条第3項の規定により授与する学位記(教育学研究科専門職学位課程を修了した場合)

[別紙参照]

別記第4号の2様式(第11条関係)

第3条第3項の規定により授与する学位記(技術経営研究科専門職学位課程を修了した場合)

[別紙参照]

別記第5号様式(第11条関係)

第4条第1項の規定により授与する学位記(医学系研究科，創成科学研究科及び東アジア研究科に論文を提出した場合)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

第 4 条第 1 項の規定により授与する学位記(共同獣医学研究科に論文を提出した場合)
[別紙参照]

別記第1号様式（第11条関係）

第3条第4項の規定により授与する学位記

（本学（共同獣医学部及びひと・まち未来共創学環を除く。）を卒業した場合）

第 号

卒業証書・学位記

大	山
学	口

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

山口大学〇〇学部長 氏 名 印

山 口 大 学 長 氏 名 印

別記第1号の2様式（第11条関係）

第3条第4項の規定により授与する学位記

（共同獣医学部を卒業した場合）

第	号		
卒業証書・学位記			
大	山		
学	口	氏	名
		年	月 日生
<p>山口大学及び鹿児島大学の共同獣医学部共同獣医学科所定の課程を修めて山口大学を卒業したことを認め学士（獣医学）の学位を授与する。</p>			
<p>年 月 日</p>			
山口大学共同獣医学部長		鹿児島大学共同獣医学部長	
氏 名		氏 名	
印		印	
山口大学長		鹿児島大学長	
氏 名		氏 名	
印		印	

別記第1号の3様式（第11条関係）

第3条第4項の規定により授与する学位記

（ひと・まち未来共創学環を卒業した場合）

第 号

卒業証書・学位記

大	山
学	口

氏 名

年 月 日生

本学ひと・まち未来共創学環所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（学術）の学位を授与する

年 月 日

山口大学ひと・まち未来共創学環長 氏 名

山 口 大 学 長 氏 名

別記第2号様式（第11条関係）

第3条第1項又は第2項の規定により授与する学位記

（博士課程（連合獣医学研究科及び共同獣医学研究科を除く。）又は博士前期課程若しくは修士課程を修了した場合）

○博甲（修）第 号					
学 位 記					
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">大 山</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 口</td> <td></td> </tr> </table>	大 山		学 口		氏 名 年 月 日生
大 山					
学 口					
<p>本学大学院○○○研究科博士課程（前期課程，修士課程）において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので博（修）士（○○）の学位を授与する</p>					
年 月 日					
山 口 大 学 印					

備考 博士課程にあつては，学位記番号の○印の箇所に医，創科又は東アジアを記入する。

別記第3号様式（第11条関係）

第3条第1項の規定により授与する学位記

（共同獣医学研究科博士課程を修了した場合）

共獣博甲第	号		
学 位 記			
大	山		氏 名
学	口		年 月 日生
<p>山口大学大学院及び鹿児島大学大学院の共同獣医学研究科獣医学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので山口大学大学院を修了したことを認め博士（獣医学）の学位を授与する</p>			
年 月 日			
山口大学大学院共同獣医学研究科長		鹿児島大学大学院共同獣医学研究科長	
氏 名		氏 名	
山口大学長		鹿児島大学長	
氏 名		氏 名	

別記第3号の2様式（第11条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記

（創成科学研究科修士課程を修了した場合）

山口大学およびカセサート大学協議会は

以下の学位を

修士（〇〇）

以下の者に授与する

氏 名

上記の者は山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので 年 月 日付けで単一の共同学位として修士（〇〇）の学位を授与する。

山口大学
学 長 修第 号
氏 名

カセサート大学
協議会議長
氏 名
学 長 研究科長
氏 名 氏 名


別記第4号様式（第11条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記
（教育学研究科専門職学位課程を修了した場合）

教職修（専門職）第 号	
学 位 記	
大 山 学 口	氏 名
	年 月 日生
本学大学院教育学研究科専門職学位課程において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	山 口 大 学 印

別記第4号の2様式（第11条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記
 （技術経営研究科専門職学位課程を修了した場合）

技経修（専門職）第 号					
学 位 記					
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">大</td> <td style="padding: 5px;">山</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">学</td> <td style="padding: 5px;">口</td> </tr> </table>	大	山	学	口	氏 名
大	山				
学	口				
	年 月 日生				
<p>本学大学院技術経営研究科専門職学位課程において所定の単位を修得したので技術経営修士（専門職）の学位を授与する</p>					
年 月 日					
山口大学 					

別記第5号様式（第11条関係）

第4条第1項の規定により授与する学位記

（医学系研究科，創成科学研究科及び東アジア研究科に論文を提出した場合）

○博乙第	号		
学 位 記			
大 山		氏	名
学 口			年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
山 口 大 学 印			

備考 学位記番号の○印の箇所に医，創科又は東アジアを記入する。

別記第6号様式（第11条関係）

第4条第1項の規定により授与する学位記

（共同獣医学研究科に論文を提出した場合）

共獣博乙第	号		
学 位 記			
大 山 学 口		氏	名
		年 月	日生
山口大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験 に合格したので博士（獣医学）の学位を授与する			
年 月 日			
山口大学大学院共同獣医学研究科長		鹿児島大学大学院共同獣医学研究科長	
氏 名		氏 名	
山口大学長		鹿児島大学長	
氏 名		氏 名	

山口大学共通教育科目履修規則

(平成8年1月16日規則第4号)

改正 平成10年3月10日規則第5号 平成12年4月11日規則第60号
 平成12年9月29日規則第77号 平成13年3月13日規則第59号
 平成14年3月14日規則第28号 平成15年3月11日規則第24号
 平成16年4月1日規則第109号 平成17年3月8日規則第12号
 平成18年3月14日規則第26号 平成19年3月13日規則第32号
 平成20年3月11日規則第30号 平成21年1月13日規則第2号
 平成24年3月13日規則第22号 平成25年3月11日規則第6号
 平成26年3月11日規則第36号 平成27年3月23日規則第150号
 平成28年3月8日規則第58号 平成29年3月14日規則第17号
 平成30年3月7日規則第8号 令和2年3月30日規則第89号
 令和3年3月2日規則第20号 令和5年3月17日規則第22号
 令和6年2月27日規則第9号 令和7年3月13日規則第21号
 令和8年3月31日規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号。以下「本学学則」という。)第31条第2項及び第31条の2第2項の規定に基づき、共通教育科目の履修方法、試験等に関し必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 各授業科目は、半年学期制により開講するものとする。

3 1 授業科目につき修得できる単位数は、原則として4単位、2単位又は1単位とする。

(外国人留学生対象の授業科目)

第3条 前条に定める授業科目のうち、日本語系列の授業科目は外国人留学生対象の授業科目として開設し、修得できる単位数は、各学部及び学環(以下「学部等」という。)が別に定める。

(単位の計算)

第4条 各授業科目の単位の計算は、本学学則第38条第1項各号並びに同条第2項第1号及び第2号の定めるところによる。

(共通教育科目の年次配当)

第5条 各年次における配当は、学部等規則の定めるところによる。

(卒業に必要な授業科目及び単位数)

第6条 卒業に必要な共通教育の授業科目及び単位数は、学部等規則の定めるところによる。

(履修手続)

第7条 学生は、每学期指定の期日までに、履修しようとする共通教育科目を所属学部等の長に届け出なければならない。ただし、入学した年度にあつては、山口大学教育支援センター長(以下「センター長」という。)を経て所属学部等の長へ届け出るものとする。

(履修科目の評価)

第8条 履修科目の評価は、各授業担当の大学教育職員等が、出席状況及び試験の成績等によって行う。

2 評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

3 評価は、センター長から当該学部等の長へ通知する。

(試験)

第9条 試験は、学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 学生は、第7条の手続を経ていない科目については、受験することができない。

(追試験)

第10条 やむを得ない事情により、所定の試験に欠席した者に対しては、特に審議の上、追試験を行うことがある。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第11条 単位の認定は、各学部等が行う。

(他の大学等及び入学前の修得単位等の認定)

第12条 本学学則第32条から第34条までの規定に基づく共通教育の単位の認定は、山口大学教育支援センターの審査を経て、各学部等が行う。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(高校生等の入学前の修得単位等の認定)

第12条の2 前条に関わらず、本学学則34条第1項の規定に基づく共通教育の単位の認定のうち、高等学校又は高等学校に準ずる教育機関の生徒が本学入学前に本

学の授業科目を履修し単位取得した場合の入学後の単位の認定については、別に定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育・学生支援機構運営委員会の意見を聴いてセンター長が定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度に入学する者(この規則施行の際現に在学する者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者を除く。)から適用する。

附 則(平成10年3月10日規則第5号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前の入学者の授業科目及び単位数は、改正後の第2条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年4月11日規則第60号)

この規則は、平成12年4月11日から施行し、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成12年9月29日規則第77号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月13日規則第59号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月14日規則第28号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前の入学者の授業科目及び単位数、外国人留学生対象の授業科目、単位の計算並びに共通教育科目の授業科目及び単位数は、改正後の第2条、第3条及び第4条並びに別表(第2条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月11日規則第24号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成 15 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目の授業科目及び単位数は、改正後の別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 14 年度入学者については、従前の共通教育科目の授業科目及び単位数に、応用科学系列の応用科学分野の授業科目に「気象学概論(2 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 109 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 12 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目の授業科目及び単位数並びに履修科目の評価は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)及び第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目及び単位数は、この規則による改正後山口大学共通教育科目履修規則第 3 条及び別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 14 年度から平成 17 年度までの入学者の共通教育科目については、従前の表に外国語教育系列の英語分野の授業科目として「海外語学研修(英語)(4 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 32 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず，平成14年度から平成18年度までの入学者の共通教育科目については，従前の表に外国語教育系列の中国語分野の授業科目として「海外語学研修(中国語)(4単位)」を，ハングル分野の授業科目として「海外語学研修(ハングル)(4単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成20年3月11日規則第30号)

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前の入学者の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則第3条及び別表(第2条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成21年1月13日規則第2号)

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者の共通教育科目の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第2条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成24年3月13日規則第22号)

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日規則第6号)

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の入学者(同年4月1日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第2条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，次の年度入学者の授業科目及び単位数は，従前の表に当該各号に定める表の授業科目を加えたものを適用する。

(1) 平成18年度入学者及び平成19年度入学者

系列	分野	授業科目	単位数
人文科学	哲学	哲学	1
	歴史学	歴史学	1
	人間の発達と育成	人間の発達と育成 1	1
		人間の発達と育成 2	1
文化の継承と創造	文化の継承と創造 1	1	

		文化の継承と創造 2	1
社会科学	経済と法	経済と法 1	1
		経済と法 2	1
		経済と法 3	1
自然科学	自然科学	自然科学 1	1
		自然科学 2	1
		生態学	2
		生物の世界	2
応用科学	応用科学	社会と医療	1
	情報技術と社会	科学技術と社会	1
	環境と人間	環境と人間	1
	食と生命	食と生命	1

(2) 平成 20 年度入学者から平成 24 年度入学者まで

(平成 24 年度入学者にあっては、共同獣医学部を除く。)

系列	分野	授業科目	単位数
一般教養教育	思想と歴史	教養としての哲学	1
		教養としての歴史学	1
	ことばと芸術	文化の継承と創造	1
	人間と社会	教養としての社会学	1
		経済と法	1
		人間の発達と育成	1
	自然科学	教養としての自然科学	1
	応用科学	教養としての社会と医療	1
		科学技術と社会	1
		教養としての環境と人間	1
食と生命		1	

(3) 平成 24 年度入学者(共同獣医学部)

系列	分野・科目	授業科目	単位数	
一般教養教育 科目	人文・社会科学系	文化と芸術	文化の継承と創造 1 文化の継承と創造 2 芸術概論(美術の鑑賞)	1 1 2
		思想と歴史	哲学	1
			歴史学	1
	人と社会	社会学	1	
		大学論	2	
		経済と法 1	1	
		経済と法 2	1	
		経済と法 3	1	
		人間の発達と育成 1	1	
		人間の発達と育成 2	1	

	自然科学系	自然と科学技術	自然科学 1 自然科学 2 科学技術と社会 環境と人間 食と生命 生態学 生物の世界	1 1 1 1 1 2 2
	総合教養系	人間教養と将来設計	ことばの世界 グローバル金融資本主義と世界 山口と世界 知の広場 キャリア教育	2 2 1 1 1
体育・健康科目		健康とスポーツ分野	社会と医療 社会と医療(いのちを考える)	1 2

附 則(平成 26 年 3 月 11 日規則第 36 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この規則による改正後の山口大学共通教育履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 150 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 58 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日規則第 17 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 28 年度までの入学者(同期間内にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目については、従前の表に教養展開系列のユニバーサルデザイン展開分野の授業科目として「ユニバーサルデザイン展開科目(1 又は 2 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成 30 年 3 月 7 日規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 89 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 2 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通

教育科目履修規則第 3 条及び別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日規則第 22 号)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、従前の別表(第 2 条関係)第 1 号の表に教養展開系列の Yu-DX 分野の授業科目として「DX 概論(2 単位)」、「地域学(2 単位)」及び「DXPBL(2 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、従前の別表(第 2 条関係)第 1 号の表に日本語系列の日本語分野の授業科目として「日本語 IIIA(読む・書く)(2 単位)」、「日本語 IIIB(読む・書く)(2 単位)」及び「日本文化(1 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(令和 7 年 3 月 13 日規則第 21 号)

- 1 この附則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学共通教育科目履修規則別表(第 2 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 31 日規則第 67 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(1) 共通教育科目の授業科目及び単位数(共同獣医学部を除く。)

系列	分野	授業科目	単位数	
教養コア	基礎セミナー	基礎セミナー	2	
	情報処理	データ科学と社会 I	1	
		データ科学と社会 II	1	
	知的財産教育	知的財産入門	1	
	運動健康科学	運動健康科学	1	
	山口と世界	山口と世界	1	
キャリア教育	知の広場	1		
	キャリア教育	1		
英語	英語	英語 Ia	2	
		英語 Ib	2	
		英語 IIa	2	
		英語 IIb	2	
		英語会話 Ia	1	
		英語会話 Ib	1	
		英語会話 IIa	1	
		英語会話 IIb	1	
一般教養	人文教養	哲学	1	
		歴史学	1	
		社会学	1	
	社会教養	経済と法	経済と法 1	1
			経済と法 2	1
			経済と法 3	1
	自然教養	自然科学	自然科学 1	1
			自然科学 2	1
	学際的教養	人間の発達と育成	人間の発達と育成 1	1
			人間の発達と育成 2	1
		文化の継承と創造	文化の継承と創造 1	1
			文化の継承と創造 2	1
		社会と医療	社会と医療	1
	環境と人間	環境と人間	1	
	食と生命	食と生命	1	
専門基礎	理系基礎	数学 I	2	
		数学 II	2	
		物理学 I	2	
		物理学 II	2	
		化学 I	2	
		化学 II	2	
		生物学 I	2	
		生物学 II	2	

		地球科学 I	2
		地球科学 II	2
		物理学実験 A	2
		物理学実験 B	1
		化学実験 A	2
		化学実験 B	1
		生物学実験	2
		地球科学実験	2
教職基礎	教職基礎	日本国憲法	2
		スポーツ運動実習	1
教養展開	国際展開	国際展開科目 A1	1
		国際展開科目 A2	2
		国際展開科目 B1	1
		国際展開科目 B2	2
	地域展開	地域展開科目 A1	1
		地域展開科目 A2	2
		地域展開科目 B1	1
		地域展開科目 B2	2
	知財展開	知財展開科目 A1	1
		知財展開科目 A2	2
		知財展開科目 B1	1
		知財展開科目 B2	2
	ユニバーサルデザイン展開	ユニバーサルデザイン展開科目 A1	1
		ユニバーサルデザイン展開科目 A2	2
		ユニバーサルデザイン展開科目 B1	1
		ユニバーサルデザイン展開科目 B2	2
	総合展開	総合科目 A1	1
		総合科目 A2	2
		総合科目 B1	1
		総合科目 B2	2
Yu-DX	DX 概論	2	
	地域学	2	
	DXPBL	2	
時間学	時間学 1	1	
	時間学 2	1	
日本語	日本語	日本語 I (総合)	2～10
		生活日本語	2～6

	日本語 II(総合)	2～8
	日本語 II(読む・書く)	2～4
	日本語 II(聞く・話す)	2
	日本語 IIIA(総合)	2～4
	日本語 IIIB(総合)	2～4
	日本語 IIIA(読む・書く)	2
	日本語 IIIB(読む・書く)	2
	日本語 IIIA(聞く・話す)	2～4
	日本語 IIIB(聞く・話す)	2～4
	日本語 IIIA(文法)	2
	日本語 IIIB(文法)	2
	日本語 IVA(総合)	2～4
	日本語 IVB(総合)	2～4
	日本語 IVA(読む・書く)	2～4
	日本語 IVB(読む・書く)	2～4
	日本語 IVA(聞く・話す)	2～4
	日本語 IVB(聞く・話す)	2～4
	日本語 IVA(文法)	2
	日本語 IVB(文法)	2
	日本語 VA(総合)	2～4
	日本語 VB(総合)	2～4
	日本語 VA(アカデミックライティング)	2
	日本語 VB(アカデミックライティング)	2
	日本語 VA(口頭表現)	2
	日本語 VB(口頭表現)	2
	日本語 VA(ビジネス日本語)	2
	日本語 VB(ビジネス日本語)	2
	日本事情 IA	2
	日本事情 IB	2
	日本事情 IIA	2
	日本事情 IIB	2
	プロジェクトワークで学ぶ日本語 A	2
	プロジェクトワークで学ぶ日本語 B	2
	日本文化	1

(2) 共通教育科目の授業科目及び単位数(共同獣医学部)

系列		分野・科目	授業科目	単位数
一般教養教育科目	人文・社会科学系	文化と芸術	文化の継承と創造 1	1
			文化の継承と創造 2	1
		思想と歴史	哲学	1
	歴史学		1	
	人と社会	社会学	1	
		経済と法 1	1	
		経済と法 2	1	
		経済と法 3	1	
		人間の発達と育成 1	1	
		人間の発達と育成 2	1	
自然科学系	自然と科学技術	自然科学 1	1	
		自然科学 2	1	
		知的財産入門	1	
		環境と人間	1	
		食と生命	1	
		データサイエンス数学	1	
		データサイエンス技術演習	2	
		総合教養系	人間教養と将来設計	山口と世界
知の広場	1			
体育・健康科目		健康とスポーツ分野	スポーツ運動実習	1
			社会と医療	1
初期教育科目		導入教育系	生命倫理学	1
			コミュニケーション論	1
		情報科学系	データ科学と社会Ⅰ	1
			データ科学と社会Ⅱ	1
外国語科目		英語	英語Ⅰ	4
			英語Ⅱ	4

山口大学工学部規則

(平成2年9月11日規則第56号)

改正	平成4年3月10日規則第11号	平成5年3月9日規則第15号	平成6年3月8日規則第9号
	平成7年3月14日規則第14号	平成8年4月1日規則第49号	平成10年3月26日規則第16号
	平成12年3月22日規則第34号	平成13年3月28日規則第78号	平成13年6月25日規則第119号
	平成14年3月27日規則第47号	平成15年3月27日規則第50号	平成16年4月1日規則第183号
	平成17年3月31日規則第73号	平成18年3月31日規則第81号	平成19年3月29日規則第83号
	平成20年3月14日規則第47号	平成21年1月26日規則第5号	平成22年2月26日規則第11号
	平成23年3月14日規則第20号	平成24年3月30日規則第70号	平成25年3月29日規則第35号
	平成26年2月10日規則第21号	平成27年3月24日規則第65号	平成28年2月17日規則第19号
	平成29年3月24日規則第31号	平成30年3月23日規則第33号	平成31年2月27日規則第23号
	令和2年2月21日規則第7号	令和3年3月11日規則第21号	令和4年3月3日規則第14号
	令和5年3月17日規則第13号	令和6年3月19日規則第19号	令和7年3月13日規則第14号
	令和8年3月10日規則第29号		

(趣旨)

第1条 山口大学工学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第1条の2 本学部は、深い専門性と幅広い視野を併せ持ち、科学技術の発展とイノベーションを担う創造的な人材を育成し、国際的に通用する技術者として社会に送り出すことを目的とする。

(学科)

第2条 本学部は、次の学科を置く。

創成工学科

建築学科

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、共通教育科目及び専門科目に関する授業科目を各年次に配当して編成する。

(授業科目，単位数，履修方法等)

第4条 共通教育科目及び専門科目に関する授業科目，単位数，履修方法等については、別表のとおりとする。

- 2 履修科目として登録できる単位数は、1学期30単位までとする。ただし、別に定める授業科目については、当該単位数に含まないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期において前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 4 前項の優れた成績の基準等については、別に定める。

(長期履修学生)

第5条 学生が、学則第25条第2項に定める長期履修学生となることを希望する旨申し出たときは、山口大学長期履修学生規則(平成16年規則第106号)の定めるところにより許可することがある。

- 2 本学部の長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等の授業科目の履修の認定)

第6条 教育上必要と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 学則第32条から第34条までの規定により、本学部において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。
- 3 前項の規定により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(単位の計算)

第7条 各授業科目の単位の計算は、学則第38条第1項各号の定めるところによる。ただし、専門科目のうち次の授業科目にあつては、それぞれ当該各号に定めるところにより単位数を計算するものとする。

- (1) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(2) 講義，演習，実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については，30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(試験)

第8条 授業科目の試験は，学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし，学期の中途において，臨時に行うことがある。

(成績の評価)

第9条 授業科目の成績は，出席及び試験の成績等を考査して判定し，その評価は，学則第37条の2の定めるところによるものとする。

(第3年次編入学者の教育課程及び単位の認定)

第10条 本学部の第3年次に編入学を許可された者の教育課程は，第3年次の学生に適用されることとなる教育課程によるものとし，既修得単位の認定については，別に定める。

第11条 削除

(卒業の要件)

第12条 卒業の要件は，別表のとおりとする。

第13条 削除

(転学科)

第14条 転学科に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

(教員免許)

第15条 高等学校の教育職員免許状を得ようとする者は，教育職員免許に関する法令の定める授業科目を履修し，所定の単位を修得しなければならない。

(実験実習に必要な費用)

第16条 実験実習に必要な費用は，その一部を学生に負担させることがある。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会の意見を聴いて，学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成2年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行前の工学部機械工学科，資源工学科，工業化学科，土木工学科，電気工学科，生産機械工学科，化学工学科，電子工学科及び建設工学科に在学する者

(平成2年10月1日以降において、これらと同一年次に編入学、再入学及び転入学した者を含む。)については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月10日規則第11号)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前の入学者の授業科目及び単位数は、改正後の第4条第1項別表第1及び第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月9日規則第15号)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前の昼間コースの入学者の履修方法については、改正後の第6条第1項及び第2項並びに別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成5年3月31日以前の夜間主コースの入学者の昼間コースの授業科目の履修については、改正後の第4条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成5年3月31日以前の入学者の単位の計算については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月8日規則第9号)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前の入学者の一般教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、改正後の第4条第1項別表第1及び第2並びに同条第2項別表第3及び第4(各学科の備考3を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月14日規則第14号)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前の入学者の教育課程、授業科目、単位の計算及び履修方法は、改正後の第3条、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成9年3月31日以前の第3年次編入学者の単位の認定は、第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第49号)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 平成 8 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目及び履修方法は、改正後の第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 10 年 3 月 31 日以前の第 3 年次編入学者の単位の認定は、第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 26 日規則第 16 号)

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目、単位数、履修方法等は、改正後の第 4 条別表第 1 及び第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 22 日規則第 34 号)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目、単位の計算及び履修方法等は、改正後の第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 14 年 3 月 31 日以前の第 3 年次編入学者の単位の認定は、第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日規則第 78 号)

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 13 年 3 月 31 日以前の昼間コースの入学者のうち、第 2 年次への進級基準について従前の例とされた改正規定の附則は、平成 13 年 4 月 1 日以後その効力を失う。

附 則(平成 13 年 6 月 25 日規則第 119 号)

この規程は、平成 13 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日規則第 47 号)

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 27 日規則第 50 号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数及び履修方法等は、改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年4月1日規則第183号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数及び履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第1(第4条関係)、別表第2(第4条関係)、別表第3(第4条関係)及び別表第4(第4条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の山口大学工学部規則第5条の規定は、平成16年度入学者から適用する。

附 則(平成17年3月31日規則第73号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前の入学者のコース、授業科目、単位数、履修方法等及び成績の評価は、この規則による改正後の山口大学工学部規則第2条、別表第1(第4条関係)、別表第2(第4条関係)、別表第3(第4条関係)、別表第4(第4条関係)及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日規則第81号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前の入学者のコース、授業科目、単位数、履修方法等、単位の計算、成績の評価並びに転学科及び転コースは、この規則による改正後の山口大学工学部規則第2条、第4条、第7条、第9条、第14条、別表第1(第4条関係)及び別表第2(第4条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成14年度から平成17年度までの入学者の共通教育科目については、従前の表に外国語教育系列の英語分野の授業科目として「海外語学研修(英語)(4単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成19年3月29日規則第83号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目，単位数，履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第 1(第 4 条関係)及び別表第 2(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，平成 14 年度から平成 18 年度までの入学者の共通教育科目については，従前の表に外国語教育系列の中国語分野の授業科目として「海外語学研修(中国語)(4 単位)」を，ハングル分野の授業科目として「海外語学研修(ハングル)(4 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日規則第 47 号)

- 1 この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目，単位数，履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第 1(第 4 条関係)及び別表第 2(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 1 月 26 日規則第 5 号)

- 1 この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目の授業科目，単位数，履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第 1(第 4 条関係)及び別表第 2(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 2 月 26 日規則第 11 号)

- 1 この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数並びに履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第 2(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日規則第 20 号)

- 1 この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数並びに履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第 2(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 70 号)

- 1 この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 平成 24 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数並びに履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則別表第 2(第 4 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 35 号)

- この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者の卒業の要件及び専門科目の授業科目、単位数、履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則第 12 条及び別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 10 日規則第 21 号)

- この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 26 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目、単位数、履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 65 号)

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目、単位数、履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 2 月 17 日規則第 19 号)

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目、単位数、履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日規則第 31 号)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目、単位数、履修方法等は、この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 33 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目，単位数，履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目，単位数，履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 2 月 21 日規則第 7 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目，単位数，履修方法等は，この規則による改正後の山口大学工学部規則別表(第 4 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 11 日規則第 21 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目並びに専門科目に関する授業科目，単位数，履修方法及び卒業の要件は，この規則による改正後の山口大学工学部規則第 4 条，第 12 条及び別表(第 4 条，第 12 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 3 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目並びに専門科目に関する授業科目，単位数，履修方法及び卒業の要件は，この規則による改正後の山口大学工学部規則第 4 条，第 12 条及び別表(第 4 条，第 12 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目，単位数及び履修方法等並びに卒業の要件は，この規則による改正後の山口大学工学部規則第 4 条，第 12 条及び別表（第 4 条，第 12 条関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 19 日規則第 19 号)

- 1 この規則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目，単位数及び履修方法等並びに卒業の要件は，この規則による改正後の山口大学工学部規則第 4 条，第 12 条及び別表（第 4 条，第 12 条関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 3 月 13 日規則第 14 号)

- 1 この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目，単位数及び履修方法等並びに卒業の要件は，この規則による改正後の山口大学工学部規則第 4 条，第 12 条及び別表（第 4 条，第 12 条関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 10 日規則第 29 号)

- 1 この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科及び循環環境工学科は，この規則による改正後の山口大学工学部規則（以下「改正後規則」という。）第 2 条の規定にかかわらず，令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に存学する者（同年 4 月 1 日以降にその者と同一の学科・年次に編入学，再入学又は転入学する者を含む。）が当該学科に存学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において，その者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目，単位数及び履修方法等並びに卒業の要件は，改正後規則別表（第 4 条，第 12 条関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表(第 4 条，第 12 条関係)

[別紙参照]

教育学課程編成表等 (工学部創成工学科)							
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
教養コア	基礎セミナー	1	2				
	データ科学と社会Ⅰ	1	1				
	データ科学と社会Ⅱ	1	1				
	知的財産入門	1	1				
	運動健康科学	1	1				
	山口と世界	1	1				
	知の広場	1	1				
	キャリア教育	3	1				
英語	英語Ⅰa	1		2		いずれか2単位を修得	
	英語Ⅱa	1		2			
	英語Ⅰb	1		2		いずれか2単位を修得	
	英語Ⅱb	1		2			
	英語会話Ⅰa	1		1		いずれか1単位を修得	
	英語会話Ⅱa	1		1			
	英語会話Ⅰb	1		1		いずれか1単位を修得	
	英語会話Ⅱb	1		1			
共通教育科目	人文教養	哲学	1	1			
		歴史学	1	1			
		社会学	1	1			
	社会教養	経済と法1	1	1			
		経済と法2	1	1			
		経済と法3	1	1			
	自然教養	自然科学1	1	1			
		自然科学2	1	1			
	学際的教養	人間の発達と育成1	1	1			
		人間の発達と育成2	1	1			
		文化の継承と創造1	1	1			
		文化の継承と創造2	1	1			
社会と医療		1	1				
環境と人間		2	1				
食と生命	1	1					
専門基礎	理系基礎	数学Ⅰ	1	2			
		数学Ⅱ	1	2			
		物理学Ⅰ	1		2	機械系：必修 国土・環境デザイン系：必修 化学系：選択 電気電子系：必修	
		物理学Ⅱ	1		2	機械系：必修 国土・環境デザイン系：必修 化学系：選択 電気電子系：必修	
		化学Ⅰ	1	2			
		化学Ⅱ	1		2	機械系：選択 国土・環境デザイン系：選択 化学系：必修 電気電子系：選択	
		生物学Ⅰ	1		2	全系：選択	
		生物学Ⅱ	1		2	全系：選択	
		地球科学Ⅰ	2		2	全系：選択	
		地球科学Ⅱ	1		2	全系：選択	
		物理学実験B	1	1			
		化学実験B	1	1			
基礎職	日本国憲法	1・2			2		
	スポーツ運動実習	1			1		
小計(45科目)				32	26	3	—

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
工学教養科	開 野 異 展 分	工学入門	1	1			
		系概論	3	2			
		小計 (2科目)		3	0	0	
専 門 科 目 I	工 学 基 盤	線形代数	1	2			
		線形代数及び解析統論	2		2	機械系：選択 国土・環境デザイン系：必修 電気電子系：必修	
		常微分方程式	2	2			
		応用解析Ⅰ	2・3	2			
		応用解析Ⅱ	2・3		2	機械系：必修 電気電子系：必修	
		確率統計	2		2	機械系：必修 国土・環境デザイン系：必修 化学系：選択 電気電子系：選択必修	
		応用物理学Ⅰ	2		2	機械系：選択 国土・環境デザイン系：必修	
		応用物理学Ⅱ	2		2	機械系：選択 電気電子系：選択必修	
		応用物理学Ⅲ	2		2	化学系：必修	
		量子力学Ⅰ	2		2	電気電子系：必修	
		量子力学Ⅱ	2		2	電気電子系：選択必修	
		統計力学	2		2	電気電子系：選択必修	
		データサイエンス技術	2・3		2	機械系：必修 化学系：必修 電気電子系：必修	
		データサイエンス技術Ⅰ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
		データサイエンス技術Ⅱ	3		1	国土・環境デザイン系：必修	
		テクニカルコミュニケーションⅠ (ECE)	2		2	機械系：選択必修 国土・環境デザイン系：選択必修 ※1 電気電子系：選択	
		テクニカルコミュニケーションⅠ (BCG-1)	2		2	機械系：選択必修 国土・環境デザイン系：選択必修 ※1 電気電子系：選択	
		テクニカルコミュニケーションⅠ (ESE-1)	2		2	機械系：選択必修 国土・環境デザイン系：選択必修 ※1 電気電子系：選択	
		テクニカルコミュニケーションⅡ (BCG-2)	2		2	機械系：選択 国土・環境デザイン系：選択必修 ※2 電気電子系：選択	
		テクニカルコミュニケーションⅡ (ESE-2)	2		2	機械系：選択 国土・環境デザイン系：選択必修 ※2 電気電子系：選択	
		テクニカルコミュニケーションⅡ (Academic Writing)	3		2	機械系：選択 国土・環境デザイン系：選択必修 ※2 電気電子系：選択	
		テクニカルコミュニケーションα (TCB)	2		2	化学系：選択必修	
		テクニカルコミュニケーションα (TCI)	2		4	化学系：選択必修	
		テクニカルコミュニケーションα (TCA)	2		4	化学系：選択必修	
		テクニカルコミュニケーションω (Academic Writing)	3		2	化学系：選択	
	小計 (25科目)		6	46	0	—	
系 専 門	高 学 年 専 門 導 入	機械工学入門	1		1	機械系：必修	
		エ ネ ル ギ ー と 流 れ	工業熱力学Ⅰ	2		2	機械系：必修
			工業熱力学Ⅱ	2		2	機械系：必修
			工業熱力学演習	2		1	機械系：必修
			流体工学Ⅰ	2		2	機械系：必修
			流体工学演習	2		1	機械系：必修
		材 料 と 構 造	材料力学Ⅰ	2		2	機械系：必修
			材料力学Ⅱ	3		2	機械系：必修
			材料力学演習	2		1	機械系：必修
			機械材料基礎	2		2	機械系：必修
		運 動 と 振	工業数理	1		2	機械系：必修
			機械力学Ⅰ	2		2	機械系：必修
			機械力学演習	2		1	機械系：必修

機械系	メカトロニクス	計測・制御	基礎制御工学	2		2	機械系：必修		
		制	基礎制御工学演習	2		1	機械系：必修		
			基礎電気工学	2		2	機械系：必修		
	設計と生産			機械基礎製図Ⅰ	2		1	機械系：必修	
				機械基礎製図Ⅱ	2		1	機械系：必修	
				機械工作学	3		2	機械系：必修	
				機械設計論	3		2	機械系：必修	
計創習・造演設			ものづくり創成実習Ⅰ	2		1	機械系：必修		
			ものづくり創成実習Ⅱ	2		1	機械系：必修		
学機実験工			機械工学実験	3		1	機械系：必修		
情報			プログラミング基礎及び演習	1		3	機械系：必修		
			小計 (24科目)		0	38	0	—	
コース専門	流れ	エネルギー		伝熱工学	3		2		
				流体工学Ⅱ	3		2	航空宇宙エネルギーコース：必修 メディカルデバイスコース：必修	
	応用	エネルギー	機械工		航空・宇宙概論	3		2	
					航空原動機	3		2	航空宇宙エネルギーコース：必修
	造と材	構料			材料と強度	3		2	
					生体材料力学	3		2	メディカルデバイスコース：必修
	動と運	振動			機械力学Ⅱ	3		2	
					ロボット機構学	3		2	知能機械デザインコース：必修
	生産	設計と			機械加工学	3		2	
					機械航空工学演習	3		2	航空宇宙エネルギーコース：必修
	計・創習	造・演設			知能機械デザイン演習	3		2	知能機械デザインコース：必修
					メディカルデバイス演習	3		2	メディカルデバイスコース：必修
					計測工学	3		2	知能機械デザインコース：必修
	メカトロニクス	計測・メカ制			メカトロニクス概論及び演習	3		1	
					システム制御工学	3		2	
					内燃機関工学	3		2	
	機械	エネルギー			交通機械工学	3		2	
				応用プログラミング	3		2		
系内展開科目				新車開発	3		1		
				材料工学・材料強度概論	3		1		
				生体医工学と工学	3		1		
				マイクロロボティクス	3		1		
			小計 (22科目)		0	39	0	—	
専門科目Ⅱ (機械系) 合計 (46科目)					0	77	0		
系専門	構造・材料			構造力学Ⅰ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				構造力学演習Ⅰ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
				構造力学Ⅱ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				構造力学演習Ⅱ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
	地盤・土質			土質力学Ⅰ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				土質力学演習Ⅰ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
				土質力学Ⅱ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				土質力学演習Ⅱ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
	水・環境			水理学Ⅰ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				水理学演習Ⅰ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
				水理学Ⅱ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				水理学演習Ⅱ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
				環境工学Ⅰ	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				環境工学演習Ⅰ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
				環境倫理・法規	3		1	国土・環境デザイン系：必修	
	情報・計画			建設情報処理演習	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				土木計画学	2		2	国土・環境デザイン系：必修	
				土木計画・DS演習	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
				測量学	3		2	国土・環境デザイン系：必修	

専門科目	国土・環境デザイン系	実験・実習	ソイルタワーデザイン実習	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
			構造物デザイン実習	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
			国土・環境デザイン実験Ⅰ	2		1	国土・環境デザイン系：必修	
			国土・環境デザイン実験Ⅱ	3		1	国土・環境デザイン系：必修	
			測量実習および演習	3		2	国土・環境デザイン系：必修	
			地盤工学デザイン演習	3		2	国土・環境デザイン系：必修	
		その他	国土・環境デザイン基礎工学	1		2	国土・環境デザイン系：必修	
			グローバル・エンジニアリングⅠ	3		2	国土・環境デザイン系：必修	
			グローバル・エンジニアリングⅡ	3		2	国土・環境デザイン系：必修	
		小計(28科目)				0	43	0
	コース専門	構造・材料	土木材料学	3		2	社会基盤コース：必修	
			コンクリート構造工学	3		2	社会基盤コース：必修	
			社会基盤マネジメント工学	3		2	社会基盤コース：必修	
			鋼構造工学	3		2	社会基盤コース：必修	
			橋梁工学	3		2	社会基盤コース：必修	
			耐震工学	3		2	環境・防災コース：必修	
			地盤・土質	地盤工学	3		2	社会基盤コース：必修
		地盤防災工学		3		2	環境・防災コース：必修	
		水・環境	河川工学	3		2	環境・防災コース：必修	
			海岸工学	3		2	環境・防災コース：必修	
			水防災工学	3		2	環境・防災コース：必修	
			環境評価学	3		2	環境・防災コース：必修	
			環境工学Ⅱ	3		2	環境・防災コース：必修	
			環境工学演習Ⅱ	3		1	環境・防災コース：必修	
			上下水道工学	3		2	環境・防災コース：必修	
			上下水道工学演習	3		1	環境・防災コース：必修	
		情報・計画	都市交通工学	3		2	社会基盤コース：必修	
			都市計画	4		2	社会基盤コース：必修	
空間情報学			3		2	環境・防災コース：必修		
実験・実習		社会基盤設計演習	4		1	社会基盤コース：必修		
		環境防災設計演習	4		1	環境・防災コース：必修		
その他		国土・環境デザイン系特別講義	3		2			
小計(22科目)				0	40	0	—	
専門科目Ⅱ(国土・環境デザイン系)合計(50科目)					0	83	0	
化学系	物理化学	物理化学Ⅰ	1		2	化学系：必修		
		物理化学Ⅱ	2		2	化学系：必修		
		量子化学	2		2	化学系：必修		
		反応速度論	2		2	化学系：必修		
	無機化学	無機化学Ⅰ	2		2	化学系：必修		
		無機化学Ⅱ	2		2	化学系：必修		
	有機化学	有機化学Ⅰ	2		2	化学系：必修		
		有機化学Ⅱ	2		2	化学系：必修		
		高分子化学Ⅰ	2		2	化学系：必修		
	工化学	化学工学Ⅰ	2		2	化学系：必修		
		化学工学Ⅱ	2		2	化学系：必修		
	生物化学	生物化学Ⅰ	2		2	化学系：必修		
		生物化学Ⅱ	2		2	化学系：必修		
	化学分析	分析化学	2		2	化学系：必修		
	応用化学セミナー・演習	応用化学セミナーⅠ	1		2	化学系：必修		
		応用化学セミナーⅡ	1		2	化学系：必修		
		応用化学演習Ⅰ	2		2	化学系：必修		
		応用化学演習Ⅱ	2		2	化学系：必修		
	応用化学実験	応用化学実験Ⅰ	3		2	化学系：必修		
		応用化学実験Ⅱ	3		2	化学系：必修		
		応用化学実験Ⅲ	3		2	化学系：必修		
		応用化学実験Ⅳ	3		2	化学系：必修		
小計(22科目)				0	44	0	—	
化物	電気化学	3		2				

コース専門	学理	化学計測技術論	3	2		
	化学機	配位化学	3	2		
		無機物質化学	3	2		
	分子機・化学高	有機合成化学	3	2		
		有機反応化学	3	2		
		高分子化学II	3	2		
	工化学	生物化学工学	3	2		
		化学プロセス設計	3	2		
	生物学	微生物学	3	2		
		遺伝子工学	3	2		
化学分析	機器分析I	3	2			
	機器分析II	3	2			
学応概論化	応用化学概論	2	2			
ゼミナール	エネルギー創成ゼミナール	4	2		エネルギー創成コース：必修	
	創薬・バイオゼミナール	4	2		創薬・バイオコース：必修	
	環境・プロセスデザインゼミナール	4	2		環境・プロセスデザインコース：必修	
	小計(17科目)		0	34	0	—
専門科目II(化学系)合計(39科目)			0	78	0	
電気電子系	電気回路	電気回路基礎	1	1		電気電子系：必修
		電気回路I	1	2		電気電子系：必修
		電気回路II	2	2		電気電子系：必修
		電気回路III	2	2		電気電子系：必修
		電気回路演習	3	1		電気電子系：必修
	電磁気学	電磁気学基礎	1	1		電気電子系：必修
		電磁気学I	1	2		電気電子系：必修
		電磁気学II	2	2		電気電子系：必修
		電磁気学III	2	2		電気電子系：必修
		電磁気学演習	3	1		電気電子系：必修
	回路子	電子回路I	2	2		電気電子系：必修
		電子回路II	2	2		電気電子系：必修
	子電計測電	電気電子計測基礎	2	2		電気電子系：必修
	子電工電実験	電気電子工学実験I	2	2		電気電子系：必修
		電気電子工学実験II	2	2		電気電子系：必修
	情報	情報処理及び演習	2	2		電気電子系：必修
	バ性材イ・スド物	電子物性基礎	2	2		電気電子系：必修
半導体工学		3	2		電気電子系：必修	
計通御測信・	制御工学	2	2		電気電子系：必修	
	情報通信工学	3	2		電気電子系：必修	
ギルエ	エネルギー工学	2	2		電気電子系：必修	
	電気機器工学	2	2		電気電子系：必修	
	小計(22科目)		0	40	0	—
コース専門	情報	データサイエンス技術演習	3	2		電子デバイス工学コース：選択必修 電子システム工学コース：選択必修
		システム最適化	3	2		電子システム工学コース：選択必修
		IoT・組込み技術	3	2		電子システム工学コース：選択必修
	材料物性・デバイス	電気電子材料	3	2		電子デバイス工学コース：選択必修
		固体物性工学	3	2		電子デバイス工学コース：選択必修
		半導体デバイス工学	3	2		電子デバイス工学コース：選択必修
		先進デバイス工学	3	2		電子デバイス工学コース：選択必修
	通信・計測	計測システム工学	3	2		電子システム工学コース：選択必修
		システム制御	3	2		電子システム工学コース：選択必修
		電磁波工学	3	2		電子システム工学コース：選択必修
信号処理工学		3	2		電子システム工学コース：選択必修	
ギルエ	パワーエレクトロニクス	3	2		電子システム工学コース：選択必修	
	プラズマ工学	3	2		電子デバイス工学コース：選択必修	
	小計(13科目)		0	26	0	—
専門科目II(電気電子系)合計(35科目)			0	66	0	
論卒	卒業論文	4	6			

文業	小計 (1科目)		6	0	0	—
総合教育	国際実習 I a	2・3・4		1		全系：選択
	国際実習 I b	2・3・4		2		全系：選択
	国際実習 II a	2・3・4		1		全系：選択
	国際実習 II b	2・3・4		2		全系：選択
	創成デザイン工学及び演習	4		2		機械系：選択 国土・環境デザイン系：選択
	ものづくり創成プロジェクト	2・3		2		全系：選択
	インターンシップA	2・3・4		1		全系：選択
	インターンシップB	2・3・4		2		全系：選択
	工業日本語	2・3・4		2		全系：選択
	グリーンライフSTEAM実践	2・3・4		2		全系：選択
	テクノロジー×アート	2・3・4		2		全系：選択
	SP!EDプログラム	2・3・4		2		全系：選択
	特許法	4		1		全系：選択
	小計 (13科目)		0	22	0	—
教職	工学概論	3			2	
	職業指導	4			2	
	小計 (2科目)		0	0	4	—
専門科目 合計 (213科目)			15	372	4	
合計 (258科目)			47	59	45	

卒業（修了）要件及び履修方法

1 卒業に必要な単位数は、各系・各コースにおいて定めた単位を修得するものとする。

(1) 機械系

- ア 共通教育科目 44単位以上
 教養コア系列科目 9単位
 英語系列科目 6単位
 一般教養系列科目 15単位
 専門基礎科目 14単位以上（必修科目12単位、選択科目2単位以上）

イ 専門科目 80単位以上

- 工学教養科目 3単位
 専門科目Ⅰ及びⅡ 77単位以上（必修科目62単位 選択科目15単位以上（うち選択必修科目2単位））この場合において、専門科目Ⅱは機械系、卒業論文、総合教育の科目とする。

(2) 国土・環境デザイン系

- ア 共通教育科目 44単位以上
 教養コア系列科目 9単位
 英語系列科目 6単位
 一般教養系列科目 15単位
 専門基礎科目 14単位以上（必修科目12単位、選択科目2単位以上）

イ 専門科目

(ア) 社会基盤コース 87単位以上

- 工学教養科目 3単位
 専門科目Ⅰ 18単位（必修科目14単位、選択科目4単位（うち選択必修科目※1から2単位、※2から2単位））
 専門科目Ⅱ 66単位以上（必修科目66単位）この場合において、専門科目Ⅱは、国土・環境デザイン系、卒業論文、総合教育の科目とする。

(イ) 環境・防災コース 91単位以上

- 工学教養科目 3単位
 専門科目Ⅰ 18単位（必修科目14単位、選択科目4単位（うち選択必修科目※1から2単位、※2から2単位））
 専門科目Ⅱ 70単位以上（必修科目70単位）この場合において、専門科目Ⅱは、国土・環境デザイン系、卒業論文、総合教育の科目とする。

(3) 化学系

- ア 共通教育科目 44単位以上
 教養コア系列科目 9単位
 英語系列科目 6単位
 一般教養系列科目 15単位
 専門基礎科目 14単位以上（必修科目10単位、選択科目4単位以上）

イ 専門科目 87単位以上

- 工学教養科目 3単位
 専門科目Ⅰ及びⅡ 84単位以上（必修科目62単位 選択科目22単位以上（うち選択必修科目2単位または4単位））この場合において、専門科目Ⅱは化学系、卒業論文、総合教育の科目とする。

(4) 電気電子系

ア 共通教育科目 44単位以上

教養コア系列科目 9単位

英語系列科目 6単位

一般教養系列科目 15単位

専門基礎科目 14単位以上（必修科目12単位，選択科目2単位以上）

イ 専門科目 81単位以上

工学教養科目 3単位

専門科目Ⅰ及びⅡ 78単位以上（必修科目60単位 選択科目18単位以上（うち専門科目Ⅰの選択必修科目から4単位，専門科目Ⅱの各コースの選択必修科目から8単位以上））この場合において，専門科目Ⅱは電気電子系，卒業論文，総合教育の科目とする。

※必修科目の単位数は，選択科目のうち備考欄において各系及びコースが必修指定する科目も含めた単位数。

2 他系の専門科目Ⅱの授業科目及び他学科の専門科目（本表と同一名の授業科目を除く。）は，別に定めるところにより，履修することができる。この場合において，その単位は，専門科目Ⅱの選択科目の単位として取り扱い，2単位を限度として卒業に必要な単位数に含めることができる。

山口大学教育学部規則

(昭和24年6月1日規則第4号)

改正	昭和35年5月24日規則第4号	昭和37年3月27日規則第13号	昭和39年4月1日規則第2号
	昭和39年6月23日規則第3号	昭和40年3月16日規則第16号	昭和41年3月8日規則第10号
	昭和42年2月14日規則第38号	昭和43年2月13日規則第41号	昭和43年10月8日規則第11号
	昭和44年3月11日規則第26号	昭和45年3月10日規則第28号	昭和46年3月9日規則第37号
	昭和46年4月13日規則第6号	昭和47年3月14日規則第40号	昭和48年3月20日規則第51号
	昭和49年3月12日規則第28号	昭和50年6月10日規則第19号	昭和51年3月9日規則第45号
	昭和51年12月14日規則第50号	昭和54年3月13日規則第58号	昭和54年4月1日規則第2号
	昭和55年4月15日規則第18号	昭和56年4月21日規則第12号	昭和57年4月20日規則第27号
	昭和59年3月13日規則第7号	昭和60年3月12日規則第9号	昭和61年3月11日規則第7号
	昭和62年4月14日規則第17号	昭和62年6月9日規則第21号	昭和63年3月8日規則第6号
	平成元年3月14日規則第8号	平成元年5月9日規則第37号	平成2年3月13日規則第9号
	平成3年3月12日規則第13号	平成4年3月10日規則第8号	平成4年5月12日規則第43号
	平成5年2月9日規則第4号	平成5年10月12日規則第55号	平成6年3月8日規則第5号
	平成7年4月11日規則第36号	平成8年4月1日規則第47号	平成9年3月25日規則第27号
	平成10年3月26日規則第12号	平成10年8月10日規則第55号	平成12年3月31日規則第56号
	平成13年3月28日規則第63号	平成14年3月14日規則第42号	平成15年3月18日規則第38号
	平成16年4月1日規則第157号	平成17年3月29日規則第72号	平成18年3月29日規則第59号

平成 19 年 3 月 26 日規則第 59 号	平成 20 年 3 月 27 日規則第 6 9 号	平成 21 年 3 月 12 日規則第 14 号
平成 22 年 3 月 4 日規則第 12 号	平成 23 年 2 月 2 日規則第 4 号	平成 24 年 2 月 7 日規則第 5 号
平成 25 年 3 月 29 日規則第 30 号	平成 26 年 3 月 4 日規則第 33 号	平成 27 年 3 月 25 日規則第 19 7 号
平成 28 年 3 月 4 日規則第 24 号	平成 29 年 3 月 3 日規則第 12 号	平成 30 年 3 月 7 日規則第 3 号
平成 30 年 8 月 1 日規則第 80 号	平成 31 年 3 月 7 日規則第 29 号	令和 2 年 3 月 25 日規則第 67 号
令和 3 年 3 月 30 日規則第 46 号	令和 4 年 3 月 30 日規則第 46 号	令和 5 年 3 月 30 日規則第 39 号
令和 6 年 3 月 28 日規則第 57 号	令和 7 年 3 月 31 日規則第 79 号	令和 8 年 3 月 16 日規則第 33 号

第 1 章 総則及び学部組織

第 1 条 山口大学教育学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人山口大学学則(平成 16 年規則第 1 号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第 1 条の 2 本学部は、理論と実践の融合による人間育成という教育理念のもと、幅広い教養及び教育に関わる諸課題に対する教育研究を通して、教育に関する専門的理論と実践的指導力を兼ね備えた教員を養成することを目的とする。

第 2 条 本学部に、次の課程を置く。

学校教育教員養成課程

第 3 条 本学部に、附属して次の学校及び教育研究施設を置く。

附属山口小学校

附属山口中学校

附属光義務教育学校

附属特別支援学校

附属幼稚園

附属教育実践総合センター

第 4 条 附属学校及び附属教育実践総合センターに関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 教育課程、授業科目、単位数、履修方法、履修科目の登録単位数の上限等

第 5 条 本学部の教育課程は、共通教育科目及び専門科目に関する授業科目を各年次に配当して編成する。

2 共通教育科目及び専門科目に関する授業科目，単位数及び履修方法等については，別表第1のとおりとする。

第6条 教育上有益と認めるときは，山口大学(以下「本学」という。)の他の学部又は学環の専門科目を履修させることができる。

2 学則第32条から第34条までに規定する本学で修得したとみなすことができる単位並びに前項の履修において修得した単位は，合わせて60単位を超えない範囲で，卒業に必要な単位数に含めることができる。

第7条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は，次のとおりとし，この単位数を超えて登録することはできない。

第1年次	各学期	30単位
第2年次	各学期	30単位
第3年次	各学期	30単位
第4年次	各学期	制限なし

2 前項の規定にかかわらず，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，次学期において前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前項の優れた成績の認定基準は，第9条による成績評価「秀」及び「優」の合計が8割以上であることとする。

第3章 試験及び卒業の認定

第8条 授業科目の試験は，学期末又は学年末に適当な日時を定めて行う。ただし，学期の途中において行うことがある。

第9条 授業科目の成績は，出席及び試験の成績等を考慮して判定し，その評価は，学則第37条の2の定めるところによるものとする。

第10条 卒業の要件は，別表第1のとおりとする。

第11条 削除

第4章 課程・コース変更

第12条 課程・コース変更に関する必要な事項は別に定める。

第5章 教育職員免許状取得に必要な修得単位数

第13条 教育職員免許状取得に必要な修得単位数は，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところによる。

第6章 実験実習その他の費用徴収

第 14 条 実験実習その他の費用は、必要の都度これを徴収する。

第 7 章 日本語・日本文化研修留学生等

第 15 条 日本語・日本文化研修留学生及び短期留学生に対して開設する授業科目は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の科目の履修方法等については、別に定める。

第 8 章 本学部以外の学生に対して開設する教職科目等

第 16 条 本学部以外の学生に対して開設する教職科目等は、別表第 3 のとおりとする。

2 前項の教職科目の履修方法等については、別に定める。

第 9 章 その他

第 17 条 この規則に定めるもののほか、本学部に関する必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 35 年 5 月 24 日規則第 4 号)

この規程は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 37 年 3 月 27 日規則第 13 号)

この規程は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 2 号)

この規程は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 16 日規則第 16 号)

この規程は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 3 月 8 日規則第 10 号)

この規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 2 月 14 日規則第 38 号)

この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 2 月 13 日規則第 41 号)

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年10月8日規則第11号)

この規程は、昭和43年10月16日から施行する。

附 則(昭和44年3月11日規則第26号)

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月10日規則第28号)

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月9日規則第37号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月13日規則第6号)

この規程は、昭和46年4月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月14日規則第40号)

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月20日規則第51号)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月12日規則第28号)

この規程は、昭和49年3月12日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年6月10日規則第19号)

この規程は、昭和50年6月10日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月9日規則第45号)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月14日規則第50号)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月13日規則第58号)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日規則第 2 号)

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 15 日規則第 18 号)

- 1 この規程は、昭和 55 年 4 月 15 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の別表は、昭和 55 年 4 月 1 日以後の専門教育課程進学者から適用し、昭和 55 年 3 月 31 日以前の専門教育課程進学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 4 月 21 日規則第 12 号)

この規程は、昭和 56 年 4 月 21 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 4 月 20 日規則第 27 号)

この規程は、昭和 57 年 4 月 20 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 56 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 59 年 3 月 13 日規則第 7 号)

- 1 この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程第 4 条別表第 1(2)から(4)については、昭和 59 年度入学者から適用し、昭和 58 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 3 月 12 日規則第 9 号)

- 1 この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1(1)及び(3)については、昭和 60 年度入学者から適用し、昭和 59 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号)

- 1 この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1(3)及び(4)イについては、昭和 61 年度入学者から適用し、昭和 60 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 4 月 14 日規則第 17 号)

- 1 この規程は、昭和 62 年 4 月 14 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の別表第 2 については、昭和 62 年 4 月 1 日以後の専門教育課程進学者から適用し、昭和 62 年 3 月 31 日以前の専門教育課程進学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 6 月 9 日規則第 21 号)

この規程は、昭和 62 年 6 月 9 日から施行し、昭和 62 年 5 月 21 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 3 月 8 日規則第 6 号)

- 1 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第 2(2)については、昭和 63 年度入学者から適用し、昭和 62 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月 14 日規則第 8 号)

- 1 この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第 2 については、平成元年度入学者から適用し、昭和 63 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 5 月 9 日規則第 37 号)

この規程は、平成元年 5 月 9 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 3 月 13 日規則第 9 号)

- 1 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者の教育課程は、改正後の第 4 条第 1 項別表第 1 及び同条第 3 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 3 月 12 日規則第 13 号)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 3 月 10 日規則第 8 号)

- 1 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 3 月 31 日以前の入学者の教育課程は、改正後の第 5 条第 1 項別表第 1 及び同条第 3 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 5 月 12 日規則第 43 号)

- 1 この規程は、平成 4 年 5 月 12 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 4 年 3 月 31 日以前の入学者の教育課程は、改正後の第 5 条第 3 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、平成 3 年 4 月 1 日以後の入学者にあっては、別表第 2(2) 専門教育課程(中学校教員養成課程)の表中国語科、社会科及び数学科の項を、そ

れぞれ改正後の同表国語科，社会科及び数学科と，同表教職に関する専門教育科目の項中

「国語科教育法 I, II	4	4	専攻教科は必修
社会科教育法 I, II, III	4	6	
数学科教育法 I, II	4	4	

とあるのは

「国語科教育法 I, II	4	4	専攻教科は必修
社会科教育法 I	2	2	
社会科教育法 II	2	2	専攻教科は4単位必修
社会科教育法 III	2	2	
数学科教育法 I, II	4	4	専攻教科は必修

(3) 専門教育課程(養護学校教員養成課程)の表中「ア 小学校教員養成課程基礎コース」とあるのは「ア 小学校教員養成課程を基礎資格とする者」と，同表中障害児教育に関する専門教育科目の項を改正後の同表障害児教育に関する専門教育科目と，「イ 中学校教員養成課程基礎コース」とあるのは「イ 中学校教員養成課程を基礎資格とする者」と，同表中障害児教育に関する専門教育科目の項を改正後の同表障害児教育に関する専門教育科目と，(5) 専門教育課程(総合文化教育課程)の表中コース共通科目，コース共通外国語基礎科目，国際関係分野科目及び日本文化分野科目の項を，それぞれ改正後の同表コース共通科目，コース共通外国語基礎科目，国際関係分野科目及び日本文化分野科目と，別表第3(1)小学校・中学校・養護学校・幼稚園教員養成課程の表中「小学校教員養成課程基礎コース」とあるのは「小学校教員養成課程を基礎資格とする者」と，「中学校教員養成課程基礎コース」とあるのは「中学校教員養成課程を基礎資格とする者」と読み替えるものとする。

附 則(平成5年2月9日規則第4号)

- 1 この規程は，平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前の入学者の教育課程は，改正後の第5条第1項別表第1，同条第3項別表第2及び第8条別表第3の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成5年10月12日規則第55号)

この規程は，平成5年10月12日から施行し，この規程による改正後の山口大学教育学部規程の規定は，平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年3月8日規則第5号)

- 1 この規程は，平成6年4月1日から施行する。

- 2 平成6年3月31日以前の入学者の教育課程は、改正後の第5条第1項別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年4月11日規則第36号)

- 1 この規程は、平成7年4月11日から施行し、この規程による改正後の山口大学教育学部規程の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 平成7年3月31日以前の入学者の教育課程、授業科目、単位数、履修方法等は、改正後の第5条第1項、第2項及び第3項並びに第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第47号)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数、履修方法等は、改正後の第5条第3項別表第2、第6条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日規則第27号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数及び総時間数は、改正後の第5条第3項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月26日規則第12号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数及び総時間数は、改正後の第5条第3項別表第2及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年8月10日規則第55号)

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第56号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前の入学者の授業科目及び単位数は、改正後の第4条別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月28日規則第63号)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数及び総時間数は、改正後の第5条第3項別表第2及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月14日規則第42号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数及び総時間数並びに履修科目の登録単位数の上限は、改正後の第5条第2項別表第1及び第5条第3項別表第2並びに第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月18日規則第38号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前の入学者の履修科目の登録単位数の上限並びに授業科目及び単位数は、改正後の第6条の2及び別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成14年度入学者については、従前の共通教育科目の表に、応用科学系列の応用科学分野の授業科目に「気象学概論(2単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成16年4月1日規則第157号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前の入学者の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月29日規則第72号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前の入学者の授業科目、単位数、総時間数、優れた成績の認定基準及び成績評価は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第1(第5条関係)、別表第2(第5条関係)、第7条第3項及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月29日規則第59号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目，単位数及び総時間数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則第 5 条，第 15 条，別表第 1(第 5 条関係)及び別表第 2(第 15 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日規則第 59 号)

- 1 この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目，単位数及び総時間数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 69 号)

- 1 この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前の入学者の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 12 日規則第 14 号)

- 1 この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 4 日規則第 12 号)

- 1 この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 2 日規則第 4 号)

- 1 この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 2 月 7 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず、従前の表にその他区分の授業科目として「学校教育特別講義(2 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 30 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者の卒業の要件並びに専門科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則第 10 条及び別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日規則第 33 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前の入学者の専門科目の授業科目及び単位数並びに卒業認定は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第 1(第 5 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学校教育教員養成課程初等中等教育系教科教育コース(中学校教科専門科目)については、従前の表に音楽教育選修に定められたその他区分の授業科目として「合唱指導法 I(演奏マネージメントを含む。)(2 単位)」, 「合唱指導法 II(演奏マネージメントを含む。)(2 単位)」及び「合唱指導法 III(演奏マネージメントを含む。)(2 単位)」を加えたものを適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 197 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 実践臨床教育課程, 情報科学教育課程, 健康科学教育課程及び総合文化教育課程は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則(以下「改正後規則」という。)第 2 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の課程・年次に編入学, 再入学又は転入学する者を含む。)が当該課程に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、その者の専門科目に関する授業科目, 単位数及び履修登録上限単位数は、

改正後規則別表第1(第5条関係)及び第7条第1項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 3 平成27年3月31日以前の学校教育教員養成課程の入学者の専門科目に関する授業科目，単位数及び履修登録上限単位数は，改正後規則別表第1(第5条関係)及び第7条第1項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成28年3月4日規則第24号)

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成29年3月3日規則第12号)

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数は，この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成30年3月7日規則第3号)

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行し，この規則による改正後の山口大学教育学部規則(以下「改正後規則」という。)第16条及び別表第3の規定は，平成28年4月1日から適用する。ただし，平成28年3月31日以前の本学部以外の入学者には適用しない。
- 2 平成30年3月31日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数は，改正後規則別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成30年8月1日規則第80号)

- 1 この規則は，平成30年8月1日から施行し，この規則による改正後の山口大学教育学部規則(以下「改正後規則」という。)の規定は，平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日以前の入学者の専門科目の授業科目及び単位数は，別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，学校教育教員養成課程(小学校専門科目)及び(中等教職科目)については，従前の表に教育課程

及び指導法に関する科目分野の授業科目として「特別活動(総合的な学習の時間の指導法を含む。)(2単位)」を加えたものを適用する。

- 3 平成28年3月31日以前の本学部以外の入学者に対して開設する教職科目は、改正後規則別表第3(第16条関係)の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

授業科目	単位数	総時間数
特別活動(総合的な学習の時間の指導法を含む。)A	2	30

附 則(平成31年3月7日規則第29号)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数は、改正後の山口大学教育学部規則別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成31年3月31日以前の本学部以外の入学者の本学部以外の学生に対して開設する教職科目等は、改正後の山口大学教育学部規則別表第3(第16条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月25日規則第67号)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日以前の入学者の専門科目に関する授業科目及び単位数は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第1(第5条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日規則第46号)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日以前の入学者の共通教育科目並びに専門科目に関する授業科目、単位数、履修方法等及び卒業の要件は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則第5条、第10条及び別表第1(第5条、第10条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月30日規則第46号)

- この附則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日以前の入学者の共通教育科目並びに専門科目に関する授業科目、単位数、履修方法等及び卒業の要件は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則第5条、第10条及び別表第1(第5条、第10条関係)の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。ただし、学校教育教員養成課程のすべてのコース・選修については、従前の表に専門科目として次の表を加えたものを適用する。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
その他の科目	租税教育実践入門	1			2

- 3 令和4年3月31日以前の本学部以外の入学者の本学部以外の学生に対して開設する教職科目等は、改正後の山口大学教育学部規則第16条及び別表第3（第16条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日規則第39号)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和5年3月31日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目、単位数及び履修方法等並びに卒業の要件は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則第5条、第10条及び別表第1（第5条、第10条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月28日規則第57号)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年3月31日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目、単位数及び履修方法等並びに卒業の要件は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則第5条、第10条及び別表第1（第5条、第10条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の入学者に係る学校教育教員養成課程の小学校教育コース教育学選修及び心理学選修並びに情報教育コース小学校基礎並びに教科教育コースのすべての選修の小学校基礎の専門科目に関する授業科目、単位数及び履修方法等については、従前の表に次の表を加えたものを適用する。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
大学が独自に設定する科目	小学校教育体験演習Ⅰ	1		1		学校推薦型選抜により入学した学生のみ対象
	小学校教育体験演習Ⅱ	2		1		学校推薦型選抜により入学した学生のみ対象

附 則(令和7年3月31日規則第79号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の入学者の共通教育科目並びに専門科目に関する授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則第5条、第10条及び別表第1（第5条、第10条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月16日規則第33号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前の入学者の共通教育科目及び専門科目に関する授業科目、単位数、履修方法並びに卒業要件は、この規則による改正後の山口大学教育学部規則別表第1（第5条、第10条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第5条、第10条関係)

教育課程編成表等

[別紙参照]

別表第2(第15条関係)

日本語・日本文化研修留学生及び短期留学生に対して開設する授業科目

[別紙参照]

別表第3(第16条関係)

本学部以外の学生に対して開設する教職科目

[別紙参照]

別表第1(抜粋)

教育課程編成表等							
(教育学部学校教育教員養成課程教科教育コース国語教育選修中学校基礎)							
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
共通教育科目	教養コア	基礎セミナー	1	2			
		データ科学と社会Ⅰ	1	1			
		データ科学と社会Ⅱ	1	1			
		知的財産入門	1	1			
		運動健康科学	1	1			
		山口と世界	1	1			
		知の広場	1	1			
		キャリア教育	1	1			
		小計(8科目)		9	0	0	—
	英語	英語Ⅰa	1		2		いずれか2単位を修得
		英語Ⅱa	1		2		
		英語Ⅰb	1		2		いずれか2単位を修得
		英語Ⅱb	1		2		
		英語会話Ⅰa	1		1		いずれか1単位を修得
		英語会話Ⅱa	1		1		
		英語会話Ⅰb	1		1		いずれか1単位を修得
		英語会話Ⅱb	1		1		
	小計(8科目)		0	12	0	—	
	一般教養	人文教養	哲学	1	1		
			歴史学	1	1		
			社会学	1	1		
			小計(3科目)		3	0	0
		社会教養	経済と法1	1	1		
			経済と法2	1	1		
			経済と法3	1	1		
			小計(3科目)		3	0	0
		自然教養	自然科学1	1	1		
			自然科学2	1	1		
			小計(2科目)		2	0	0
学際的教養		人間の発達と育成1	1	1			
		文化の継承と創造1	1	1			
		社会と医療	1	1			
		環境と人間	1	1			
	食と生命	1	1				
	小計(5科目)		5	0	0	—	
教職基礎	日本国憲法	1	2				
	スポーツ運動実習	1	1				
	小計(2科目)		3	0	0	—	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
小学校教科	初等科社会	1		2			
	初等科数学	2		2			
	初等科理科	2		2			
	初等科生活	3		2			
	初等科音楽	2		2			
	小学校歌唱伴奏法	4		2			
	初等科図画工作	2		2			
	初等科体育	2		2			
	初等科家庭	2		2			
	初等科英語	3		2			

専 門 科 目	教科に関する専門的事項	国語学	小計（10科目）		0	20	0	—
			国語学概論（音声言語及び文章表現を含む。）	2	2			
			国語史	2		2		
			国語学特講	4		2		
			国語学演習	3		2		
			国語特演Ⅰ	2		2		
			国語特演Ⅱ	2		2		
			国語特論Ⅰ	4		2		
			国語特論Ⅱ	4		2		
			小計（8科目）		2	14	0	—
	中学校教科	国文学	国文学基礎講読	1		2		
			国文学概論（国文学史を含む。）	2	2			
			国文学講読Ⅰ	2		2		
			国文学講読Ⅱ	3		2		
			国文学演習Ⅰ	3		2		
			国文学演習Ⅱ	2		2		
			小計（6科目）		2	10	0	—
	漢文学	漢文学講読	1		2			
		漢文学概論	2		2			
		漢文学演習	3		2			
		小計（3科目）		0	6	0	—	
	書道	書道Ⅰ	1		1			
		書道Ⅱ	1		1			
		小計（2科目）		0	2	0	—	
	各教科の指導法	小学校指導法	教科教育法国語	2		2		
			教科教育法社会	2		2		
			教科教育法算数	3		2		
教科教育法理科			3		2			
教科教育法生活			3		2			
教科教育法音楽			3		2			
教科教育法図画工作			2		2			
教科教育法体育			2		2			
教科教育法家庭			2		2			
教科教育法英語			3		2			
小計（10科目）				0	20	0	—	
中学校指導法		国語科教育法Ⅰ	2	2				
		国語科教育法Ⅱ	3	2				
		国語科教育法Ⅲ	3	2				
	国語科教育法Ⅳ	3	2					
小計（4科目）		8	0	0	—			
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論	1		2				
	教育哲学	1		2				
	教育の思想と歴史	2		2				
	教職概論	1	2					
	教育社会学	2		2				
	教育制度	2		2				
	教育法規	2		2				
	社会教育	2		2				
	国際理解教育概説	2		2				
	教育場面の心理学	2	1					
	特別支援教育	2	1					
	教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	2					
	小計（12科目）		6	16	0	—		
教育の基礎的理解に関する	の道徳、相談法及び生徒	道徳教育	3	2				
	総合的な学習の時間指導法	3	1					
	特別活動	2	1					
	教育方法学	2	1					
	授業におけるICT活用	2	1					
教育方法の理論と実践	3		1					

科目等	指導の時間等	ICT活用の理論と実践	3		1		
		生徒指導概論	2	2			
		教育相談・進路指導	3	2			
		小計（9科目）		10	2	0	—
教育実践に関する科目		事前・事後指導	2・3・4	1			
		教育実習（初等）Ⅰ	3・4		4		
		教育実習（初等）Ⅱ	3		2		
		教育実習（中）	3・4	4			
		教育実習（高）	3		2		
		教職実践演習（小）	4		2		
		教職実践演習（中・高）	4	2			
		小計（7科目）		7	10	0	—
大学が独自に設定する科目		介護等体験実習	2・3・4	1			
		地域教育実践研究	3	2			
		国語科授業実践基礎演習	3	2			
		国語科内容開発研究	3	2			
		国際理解教育論	3		2		
		人権教育	1		1		
		小計（6科目）		7	3	0	—
その他の科目		小学校歌唱伴奏法（入門）	2		2		
		初習外国語Ⅰ（中国語）	1	2			初習外国語は、ⅠとⅡの単位を修得した場合に卒業に必要な単位として4単位算入する。
		初習外国語Ⅱ（中国語）	1	2			
		標準英語A	2		2		
		標準英語B	2		2		
		標準英語C	2		2		
		教育現場における知的財産入門	2		1		
		デジタルファブ리케이션の教育利用	1		2		
	小計（8科目）		4	11	0	—	
択自科目選		他コース・選修、他学部、協定校開設科目					
		小計		0	0	0	—
研卒業		卒業研究	4	5			
		小計（1科目）		5	0	0	—
合計（117科目）				76	126	0	

卒業（修了）要件及び履修方法

〔卒業要件〕

共通教育科目から31単位，専門科目から95単位，合計126単位を修得する。

Ⅰ 共通教育科目

必修科目25単位及び選択必修科目6単位を含め，31単位を修得する。

（必修科目25単位 内訳）

- ・教養コア系列9単位
- ・一般教養系列（人文教養分野）3単位
- ・一般教養系列（社会教養分野）3単位
- ・一般教養系列（自然教養分野）2単位
- ・一般教養系列（学際的教養分野）5単位
- ・教職基礎系列（教職基礎分野）3単位

（選択必修科目6単位 内訳）

- ・英語系列から6単位

Ⅱ 専門科目

専門科目から95単位（必修科目51単位及び選択必修科目7単位を含む。）以上を修得する。

（必修科目51単位 内訳）

- ・教科及び教科の指導法に関する科目12単位
- ・教育の基礎的理解に関する科目等23単位
- ・大学が独自に設定する科目7単位
- ・その他の科目4単位

・卒業研究 5 単位

(選択必修科目 7 単位 内訳)

- ・教科及び教科の指導法に関する科目（漢文学講読，漢文学概論，漢文学演習）から 2 単位以上
- ・教科及び教科の指導法に関する科目（書道Ⅰ，書道Ⅱ）から 1 単位以上
- ・教育の基礎的理解に関する科目等（教育原論，教育哲学）から 2 単位以上
- ・教育の基礎的理解に関する科目等（教育社会学，教育制度，教育法規）から 2 単位以上

(卒業に必要な単位の履修要件)

			小学校基礎	中学校基礎
教科及び教科 の指導法に関 する科目	教科に関する 専門的事項	小学校	14 以上	0 以上
		中学校	14 以上	30 以上
	小計		28 以上	30 以上
	各教科の指導法	小学校	20	0 以上
		中学校	2 以上	8
	小計		22 以上	8 以上
合計			50 以上	38 以上
教育の基礎的理解に関する科目等			29 以上	27 以上
大学が独自に設定する科目			7 以上	7 以上
その他の科目・自由選択科目 *			4 以上	18 以上
卒業研究			5	5
総合計			95	95

* 「その他の科目・自由選択科目」：学生が自らの専攻に関わりなく自由に選択できる授業科目のことです。

- ・自由選択科目として含める事ができる他学部、協定校開設科目は10単位まで
- ・外国人留学生の場合、教育支援センター長が開講する日本語の修得単位をその他の科目「初習外国語Ⅰ」「初習外国語Ⅱ」の単位にかえることができる場合があります。

日本語・日本文化研修留学生及び短期留学生に対して開設する授業科目

授業科目	単位数	総時間数
日本語演習A-1	2	30
日本語演習B-1	2	30
日本語演習C-1	2	30
日本語演習A-2	2	30
日本語演習B-2	2	30
日本語演習C-2	2	30
日本語演習C-3	2	30
日本語演習C-4	2	30
日本事情	2	30
異文化を学ぶ	2	30

(別表第3)

本学部以外の学生に対して開設する教職科目

授業科目	単位数	総時間数
教育原論A	2	30
教職概論A	2	30
教育法規A	2	30
教育場面の心理学A	1	15
特別支援教育A	1	15
教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。）A	2	30
道徳教育A	2	30
特別活動A	1	15
総合的な学習の時間指導法A	1	15
教育方法学A	1	15
授業におけるICT活用A	1	15
生徒指導概論A	2	30
教育相談・進路指導A	2	30
商業科教育法Ⅰ	2	30
商業科教育法Ⅱ	2	30
工業科教育法Ⅰ	2	30
工業科教育法Ⅱ	2	30
情報科教育法ⅡA	2	30
農業科教育法Ⅰ	2	30
農業科教育法Ⅱ	2	30